

三木町

第3期 子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

【令和8年3月 第2版 一部変更】

香川県 三木町

はじめに（町長挨拶）

三木町では、令和2年3月に「第2期三木町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定し、妊娠・出産を経て、子どもが健やかに成長することができる環境を整備するための支援を実施してまいりました。

一方で、少子化と核家族化の進行、また就労形態やライフスタイルが多様化する等、子どもと子育て世帯を取り巻く環境は日々変化をしており、解決すべき課題も多岐にわたっています。

今回、第2期計画期間が終了を迎えるにあたり、子育て世代へアンケート調査を行い、三木町における子育て世帯の現状と需要の抽出に取り組み、新たに令和7年度から令和11年度までの「第3期三木町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、「安心して子どもを産み育てられるまち・みき」を基本理念に5つの基本目標を掲げ、その目標の達成に向け取り組む事業をまとめました。特に、共働き世帯の増加により保育のニーズと質の高い教育を一体的に提供することができる公立認定こども園の整備や、子どもと妊産婦に関する相談を受け、包括的な支援を行うこども家庭センターを設置する等、これまで以上に安心して子育てのできる、子育てしやすいまちをめざして取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました三木町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査等にご協力いただきました町民の皆様には心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

三木町長

伊藤良春



目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の策定体制	2
5. 計画の進行管理および点検	2
第2章 統計からみる、三木町の現状	3
1. 人口等の動向	3
2. 自然動態.....	6
3. 社会動態.....	7
4. 未婚率の推移	8
5. ひとり親世帯について.....	9
6. 幼稚園・保育施設児童数の推移	10
第3章 現状の主な取組状況.....	11
1. 妊娠～出産期	11
2. 乳幼児～就学前期	11
3. 就学期.....	12
第4章 ニーズ調査結果	13
1. ニーズ調査の概要	13

2. ニーズ調査結果	14
第5章 計画の基本理念	25
1. 計画の基本理念	25
2. 計画の基本目標	26
3. 計画の施策体系	26
第6章 基本目標ごとの取組	28
1. 子どもと親の健康を守る	28
2. 子どもの安全を確保する	33
3. 子どもが健やかに成長する環境をつくる	36
4. 支援を要する子どもや家庭を支える	40
5. 多様なニーズに応じた子育て環境をつくる	44
第7章 量の見込みと確保方策	50
1. 教育・保育提供区域の設定	50
2. 量の見込みの算出	51
3. 教育・保育施設の充実	55
4. 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）の充実	61
5. 地域子ども・子育て支援事業の充実	62
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	81
第8章 計画の実現に向けて取り組む重点目標	82
1. 妊娠・出産・子育てへの支援強化	82
2. 幼児教育・保育の量的確保と質の向上	82

3. 児童虐待等防止対策の推進	83
資料編	84
1. 第3期三木町子ども・子育て支援事業計画経過.....	84
2. 子ども・子育て会議委員名簿	85
3. 三木町子ども・子育て会議条例	86
4. 用語集	88
5. 家庭累計の分類	94
6. コーホート要因法による人口推計表.....	96
7. 第3期三木町子ども・子育て支援事業計画（案）パブリック・コメント実施結果	97

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本町は、平成27年3月に「第1期三木町子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に「第2期三木町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちと子育てを行政や地域社会を始め、社会全体で支援する環境を整備することを目的に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施を計画的に推進してきました。

こうした中、第2期計画期間が終了を迎えるにあたり多様化するニーズに対する様々な取り組みを進めていくため「第3期三木町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

2. 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町の子育て支援の総合的な計画となります。

令和5年4月に新たに「こども基本法」が施行され、市町村は、国の「こども大綱」等を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとされました。また、三木町地域福祉計画や三木町障がい者プラン、三木まんで願健康プロジェクト2016等をはじめとする町の各種関連計画及び国・県の計画との連携を引き続き図っています。

3. 計画の期間

計画期間については、令和7年度を開始初年度とし、令和11年度までの5年間とします。また制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況を評価し、令和9年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議[※]の設置

「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「三木町子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。

※子ども・子育て会議とは、子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、町長の諮問に応じて答申する合議制。

(2) アンケート調査の実施

三木町に居住する保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とします。

(3) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

(4) パブリック・コメントの実施

令和6年11月27日（水）から令和6年12月26日（木）まで計画案を広く公表し、それに対する意見を求めるパブリック・コメントを実施しました。

5. 計画の進行管理および点検

計画書に掲げる行政の主な施策については、定期的に事業実施の有無やその結果の進行管理を行っていきます。また、次回計画の見直し時期には、ニーズ調査等実施し、基本目標ごとに設定した評価指標に基づき、三木町子ども・子育て会議での検討を経て、計画の見直しや修正、内容の追加などを行います。

第2章 統計からみる、三木町の現状

1. 人口等の動向

(1) 総人口

本町の令和6年1月1日現在の総人口は男性13,109人、女性13,987人の計27,096人です。男性、女性ともに45歳～49歳、70歳～74歳の人口が多くなっております。25歳以下の人口については他の年齢層と比較し少なくなっています。

図表1 人口ピラミッド



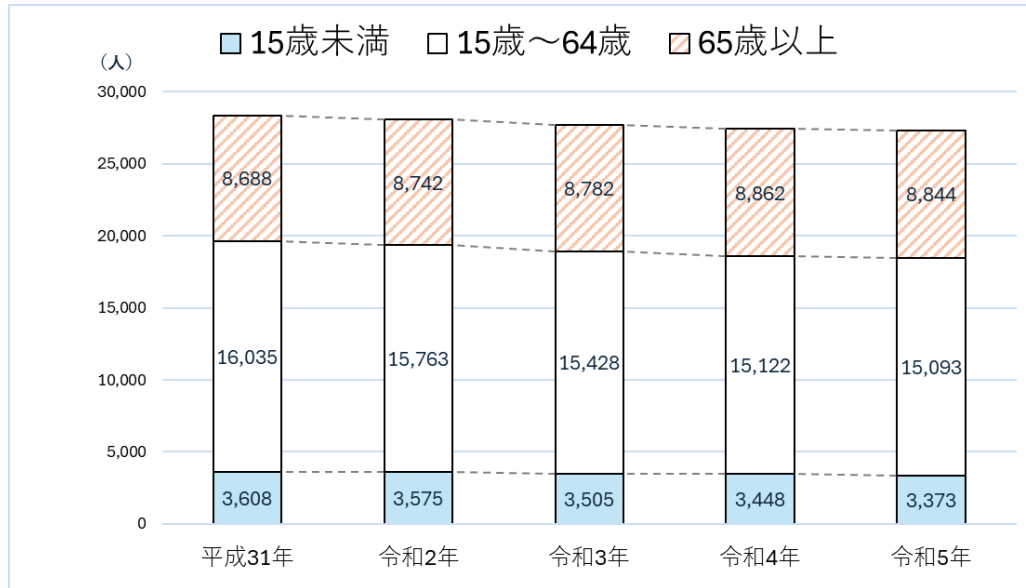
令和6年1月1日現在

資料：住民基本台帳

(2) 年齢3区分人口及び割合の推移

人口の推移をみると、平成31年より年々人口減少が始まっています。15歳～64歳の人口減少が大きく、また15歳未満の人口も減少していますが65歳以上の人口は増加しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

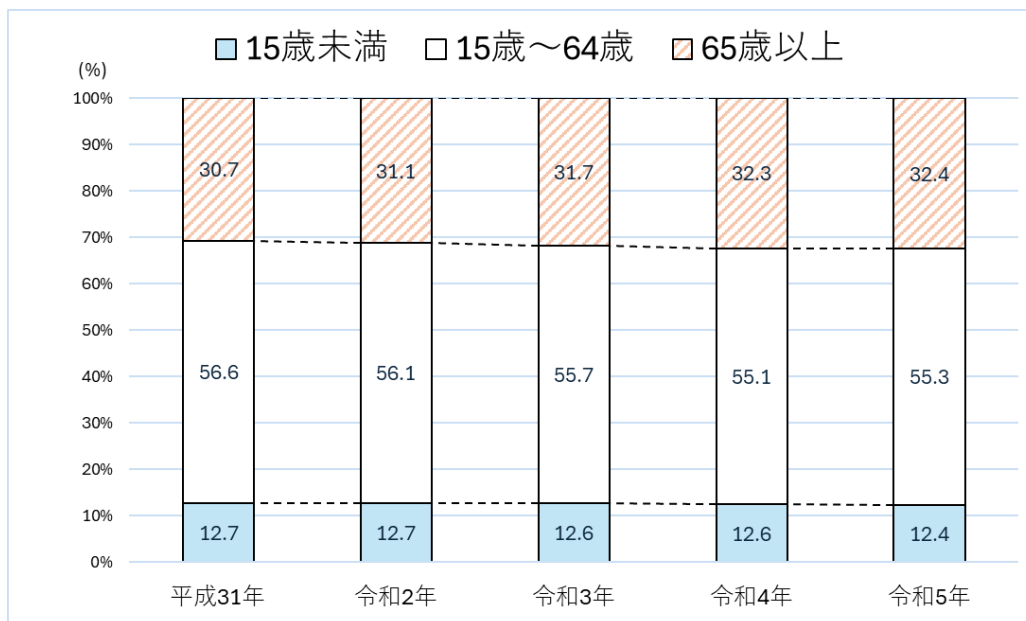
図表 2 年齢3区分人口の推移



各年1月1日現在

資料：住民基本台帳

図表 3 年齢3区分割合の推移



各年1月1日現在

資料：住民基本台帳

● 第2章 統計からみる、三木町の現状 ●

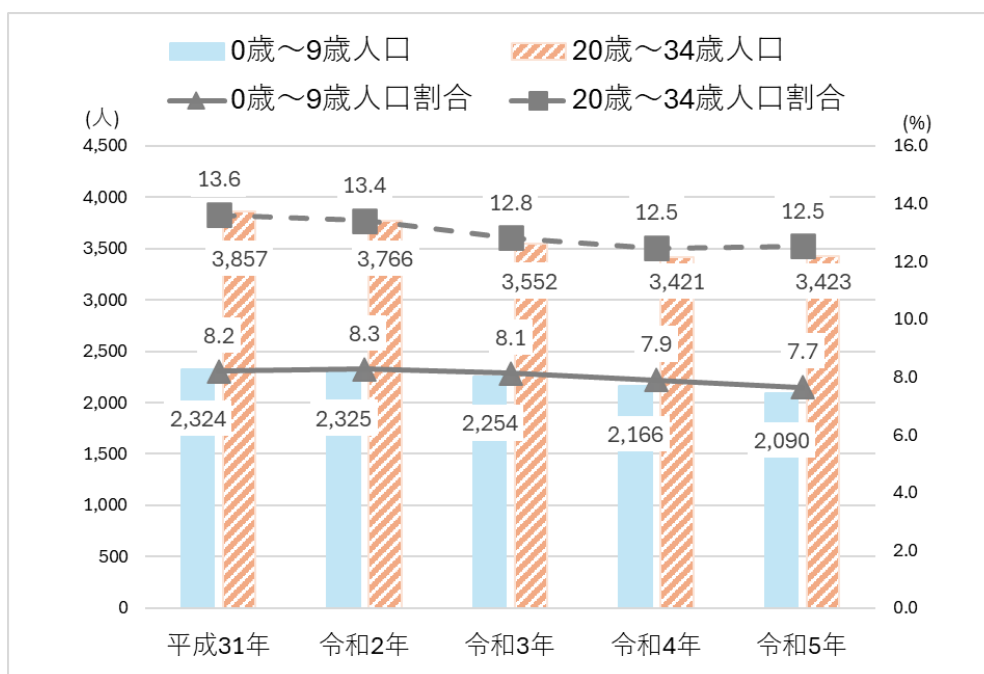
(3) 0～9歳人口と20～34歳人口の推移

少子化の指標の一つとして0～9歳人口の推移を見ると、令和2年の2,325人から一貫して減少しており、令和5年には2,090人と令和2年と比較すると約10%減少しています。令和5年の総人口に占める比率は7.7%となっています。

結婚適齢期といえる20～34歳の人口推移を見ると、平成31年の3,857人から一貫して減少しており、令和5年には3,423人と5年間で約11%減少しています。

また総人口に占める比率も13.6%から12.5%と減少となっています。一般に、子どもの数は、結婚適齢人口の多寡に少なからず影響を受けるといわれています。結婚適齢人口の減少に加え、晩婚化傾向等もあいまって少子化が徐々に進んでいる様子がうかがえます。

図表4 0～9歳 / 20～34歳人口の推移



各年1月1日現在

資料：住民基本台帳

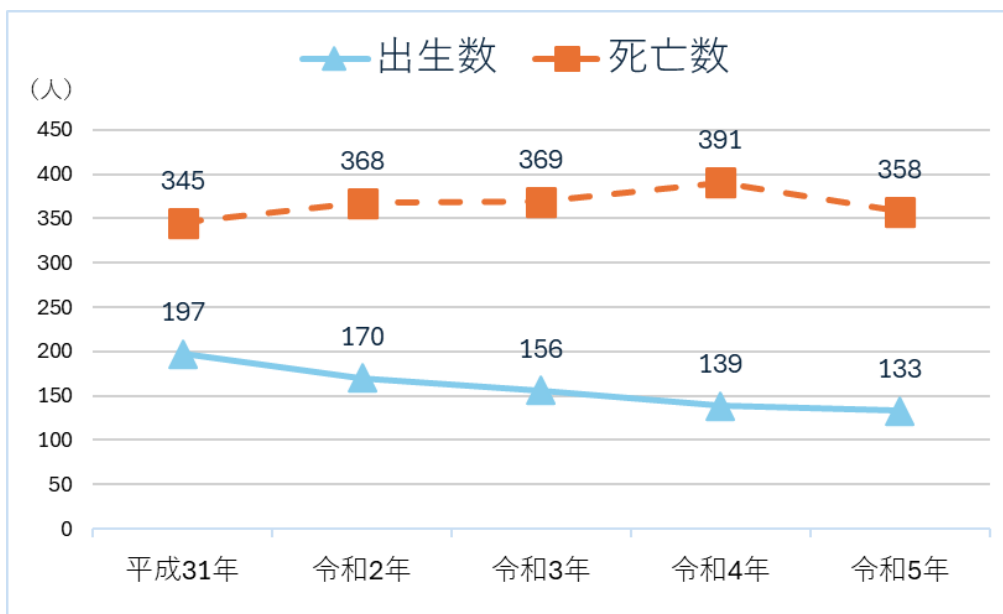
2. 自然動態

(1) 出生数と死亡数の推移

平成31年からの推移をみると出生数は減少傾向が続いています。一方死亡数については横ばい傾向が続いていることが分かりました。

本町では一貫して死亡数が出生数を上回っていることにより、自然減の状況となっています。

図表 5 出生数と死亡数の推移



各年1月1日現在

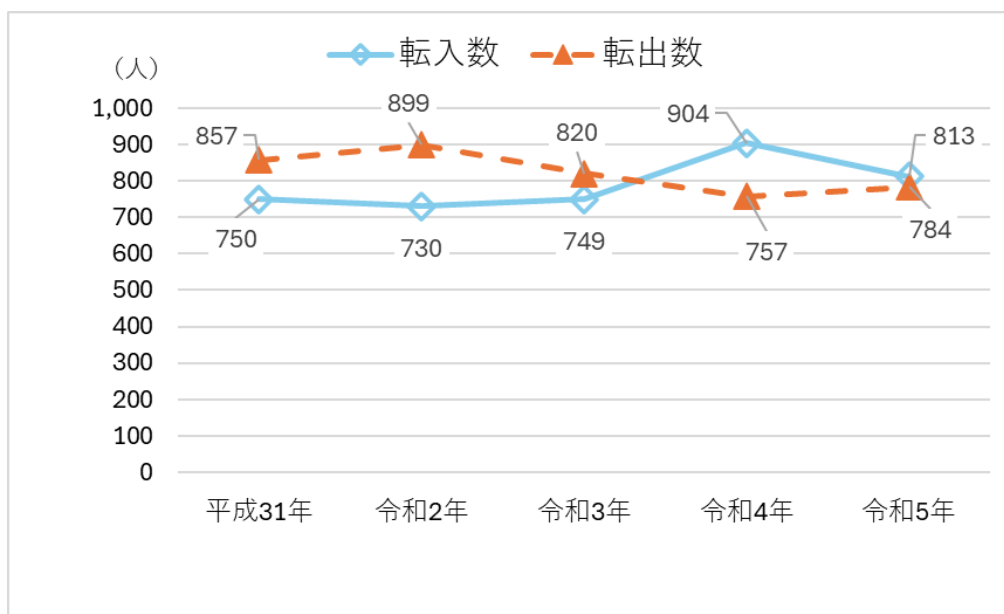
資料：住民基本台帳

3. 社会動態

(1) 転入数と転出数の推移

平成31年から令和3年までは、転出数が転入数を上回っており、社会減の傾向にありましたが、令和4年以降は、転入数が転出数を上回っており、社会増の傾向にあることが分かります。

図表 6 転入数と転出数の推移



各年1月1日現在

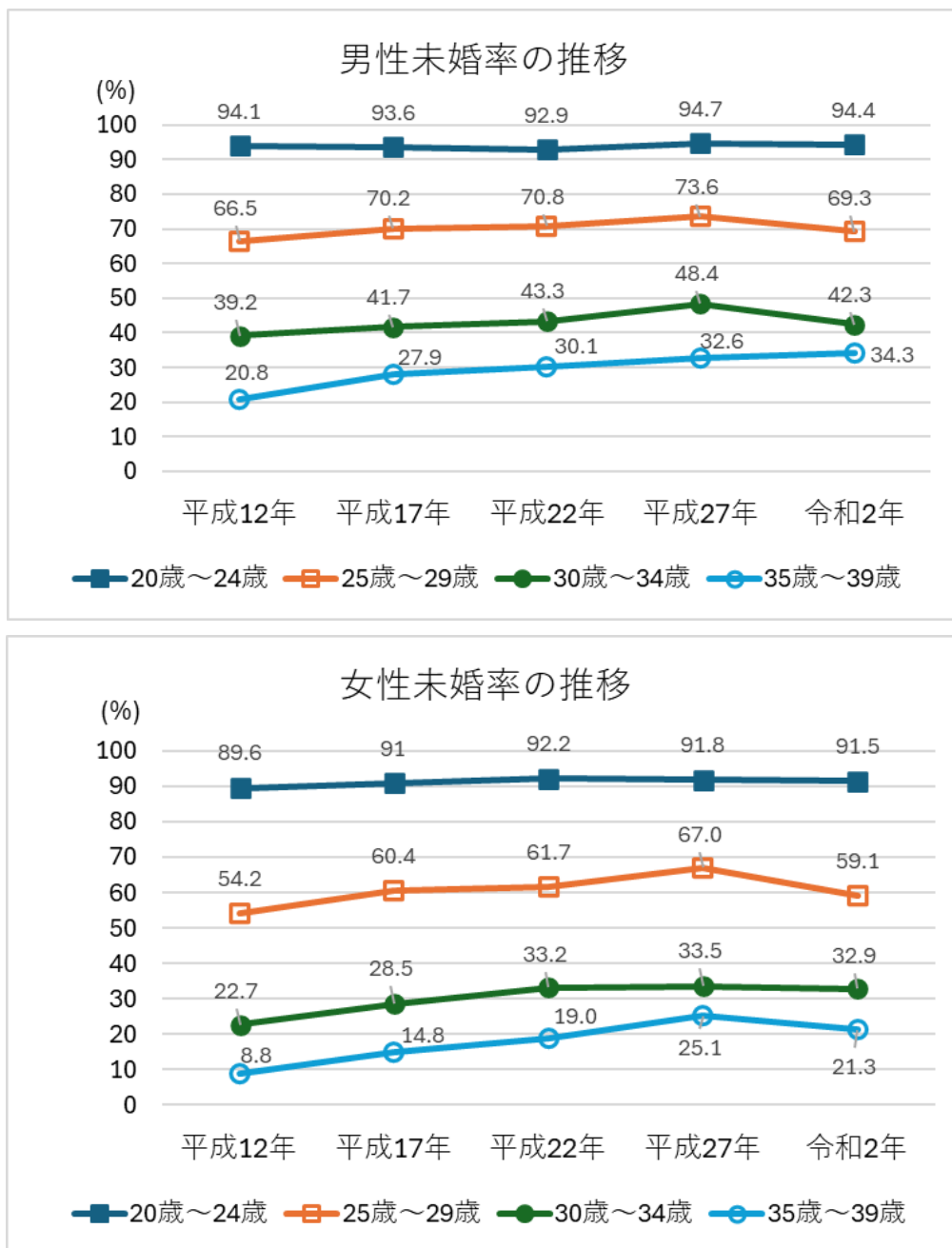
資料：住民基本台帳

4. 未婚率の推移

20～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別に見ると、35歳～39歳の男性については未婚率が上昇しています。その他の階層では平成27年までは上昇していましたが、令和2年度では下降していました。

30歳～34歳の男性、25歳～29歳の女性については平成27年～令和2年までの下降率が多くなっています。本町において、女性よりも男性の晩婚化傾向が進んでいることがうかがえます。

図表 7 未婚率の推移



各年 10月1日現在

資料：国勢調査

● 第2章 統計からみる、三木町の現状 ●

5. ひとり親世帯について

本町のひとり親世帯は、母子世帯が137世帯（1.3%）、父子世帯は22世帯（0.2%）となっており、全国の割合と比較すると、若干ですが高いことがうかがえます。

図表 8 ひとり親世帯の世帯数

	世帯数	母子世帯		父子世帯	
		実数	割合	実数	割合
三木町	10,889 世帯	137 世帯	1.3%	22 世帯	0.2%
香川県	406,985 世帯	5,519 世帯	1.4%	731 世帯	0.2%
全国	55,830,154 世帯	646,809 世帯	1.2%	74,481 世帯	0.1%

令和2年10月1日現在

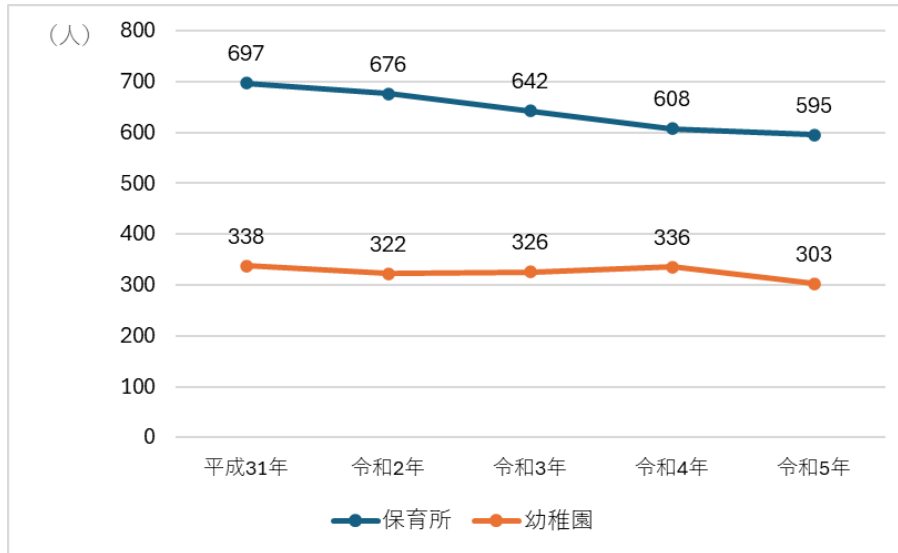
資料：国勢調査

※ひとり親世帯とは、未婚・死別または離別の女（男）親と、未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯のことを指します。

6. 幼稚園・保育施設児童数の推移

本町の幼稚園・保育施設児童数について、幼稚園児童数は令和4年に増加がみられたものの平成31年から令和5年を比較すると減少傾向であることがうかがえます。

図表 9 幼稚園・保育施設児童数の推移



図表 10 幼稚園・保育施設児童数の推移 (詳細)

	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
公立保育施設	173 人	176 人	152 人	148 人	137 人
町外の公立保育施設	2 人	0 人	0 人	0 人	0 人
私立保育施設	519 人	499 人	489 人	460 人	457 人
町外の私立保育施設	3 人	1 人	1 人	0 人	1 人
合計	697 人	676 人	642 人	608 人	595 人

各年 4 月 1 日現在

資料：三木町

	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
町外の私立幼稚園 (各年 4 月 1 日現在)	13 人	14 人	9 人	7 人	6 人
公立幼稚園・ 未移行型幼稚園 (各年 5 月 1 日現在)	325 人	308 人	317 人	329 人	297 人
合計	338 人	322 人	326 人	336 人	303 人

資料：三木町

第3章 現状の主な取組状況

本町はこれまで、様々な子育て施策に取り組んできました。出産から子育てまで、多種多様な子育て支援サービスを充実することにより、安心して子どもを産み、安心して子育てできる環境づくりに努めてきました。

1. 妊娠～出産期

(1) ママカフェ

「ママが少しでも子育てが楽になるお手伝いがしたい」という思いで、助産師または保健師等が、生後8か月未満のお子さんと母親、妊婦を対象に開催する相談・憩いの場所を提供します。

(2) 産後ケア

産後は、母親の体力が回復しないままに、赤ちゃんのお世話が始まり、心や体が不安定になることがあります。

このような時期に、母親やご家族が自信とゆとりをもって赤ちゃんとの生活が送れるよう、三木町住民で、出産後1年未満の産婦とお子さんを対象に助産所で赤ちゃんのお世話や授乳について教わるすることができます。

2. 乳幼児～就学前期

(1) 病児・病後児保育

病児が病気又は病気の回復期にあり、集団保育等が困難で、保護者が保育をできない場合に、三木町では、医療法人社団 讃陽堂 松原病院と医療法人社団 すくすくの会に委託を行い、三木町内に居住する生後6ヶ月から小学校6年生までのお子さんの一時預かり事業を行っています。

(2) 乳幼児一時預かりサービス

保護者が病気、冠婚葬祭、就職活動、リフレッシュしたいときなどのほか、家族の入院、通院、介護などの緊急時に一時的にお子さんを預かるサービスです。

(3) 子育てホームヘルプサービス

一時的に手助けが必要な三木町に住所がある妊婦や3歳未満の子どもを養育する保護者を対象に、子育てホームヘルパーを派遣して家事援助を行います。

3. 就学期

(1) 子育て支援医療費助成

三木町に住民票を有する18歳に達した最初の3月31日までの間のお子さんを対象に、健康保険診療による自己負担分を助成しています。

(2) 第2子以降の学校給食費助成

保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進するため、町立小中学校に通う児童生徒の学校給食費について、第2子に該当する児童生徒に半額、第3子以降に該当する児童生徒に全額の補助を行っています。

(3) 第2子以降の児童クラブ利用料助成

世帯で第2子以降のお子さんを対象に、第2子以降の児童に係る利用料が半額となります。

第4章 ニーズ調査結果

1. ニーズ調査の概要

(1) 調査の目的

子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ、子育てや少子化に関する意識等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に活かすとともに、「子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため。

(2) 調査の対象

就学前児童の保護者	本町在住の就学前児童（悉皆調査）
小学生の保護者	本町在住の小学生（悉皆調査）

※悉皆調査…調査対象の全てを調査すること

(3) 調査の方法

就学前児童の保護者	郵送による配付・回収
	幼稚園・保育所を通じた配布・回収
小学生の保護者	小学校を通じた配付・回収

(4) 調査の期間

令和6年3月1日～令和6年3月13日

(5) 回収の結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	1,231件	1,014件	82.4%
小学生の保護者	1,489件	1,345件	90.3%

2. ニーズ調査結果

(1) 家族の状況

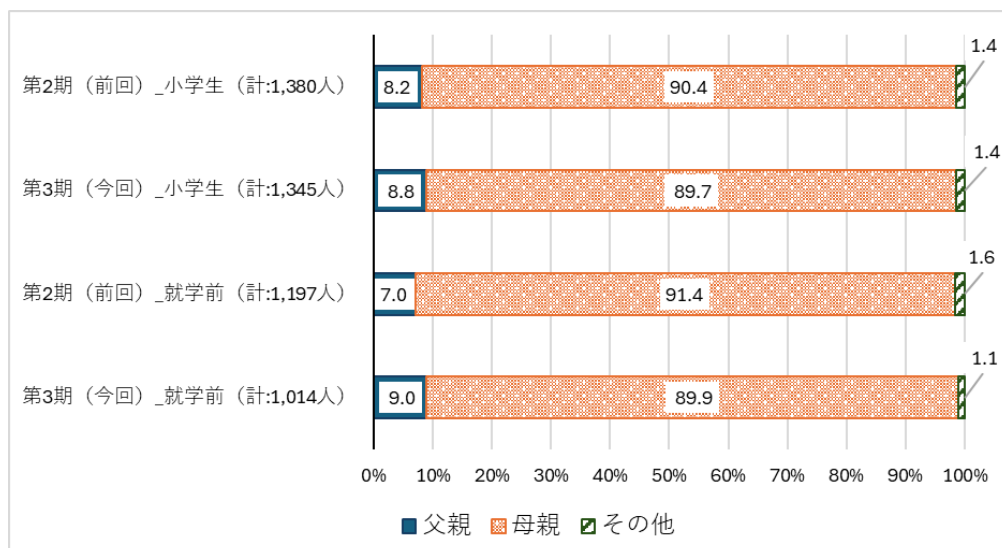
本調査に回答した方の約9割が母親となっています。また、配偶者のいない家庭は就学前児童で5.1%（前回比△0.5ポイント）、小学生で10.0%（前回比△2.0ポイント）となり前回の調査時と比較すると減少の結果となりました。

子育てを主に行っているのは「父母ともに」と回答した保護者が就学前児童59.2%（前回比+8.2ポイント）、小学生54.4%（前回比+9.4ポイント）となっており、また「母親」と回答した保護者は就学前児童38.4%（前回比△7.5ポイント）、小学生42.2%（前回比△8.8ポイント）、「父親」と回答した保護者は就学前児童0.5%（前回比+0.1ポイント）、小学生1.2%（前回比+0.1ポイント）となっています。

これらのことから、着実に男性女性関係なく子育てに参画している状況に変化していることが分かります。

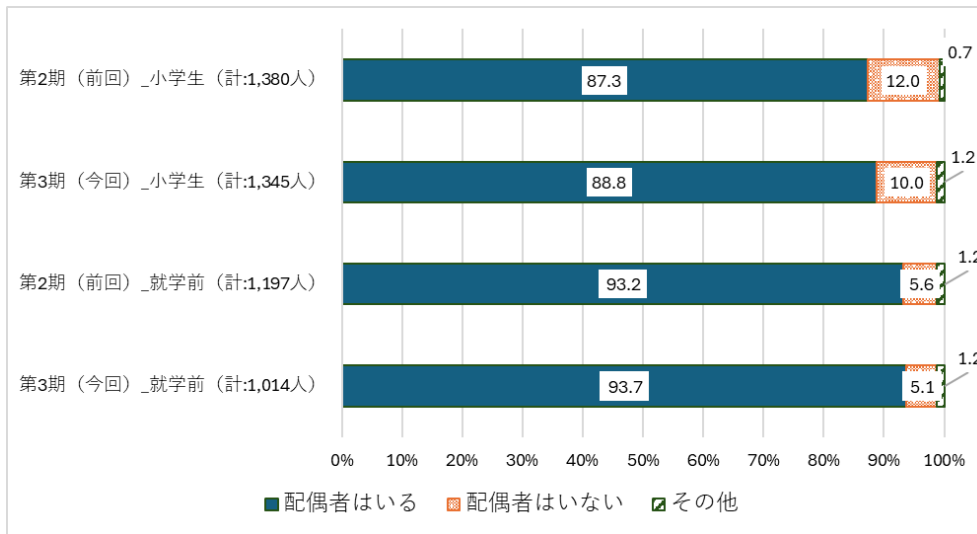
緊急時に子どもを見てもらえる人として、祖父母などの親族を挙げる人が多いものの、子どもを見てもらえる人がいない家庭も前回調査時と同様に1割近く存在しています。近くに祖父母などの親族または友人・知人がいない、または頼める状況ではない家庭への支援についても検討が必要であることが分かります。

図表 11 本調査の回答者

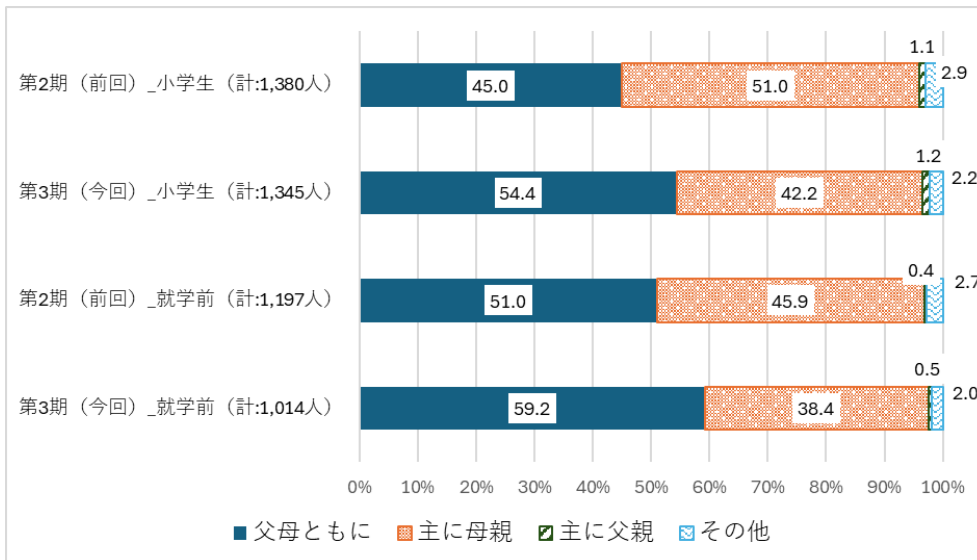


● 第4章 二一ズ調査結果 ●

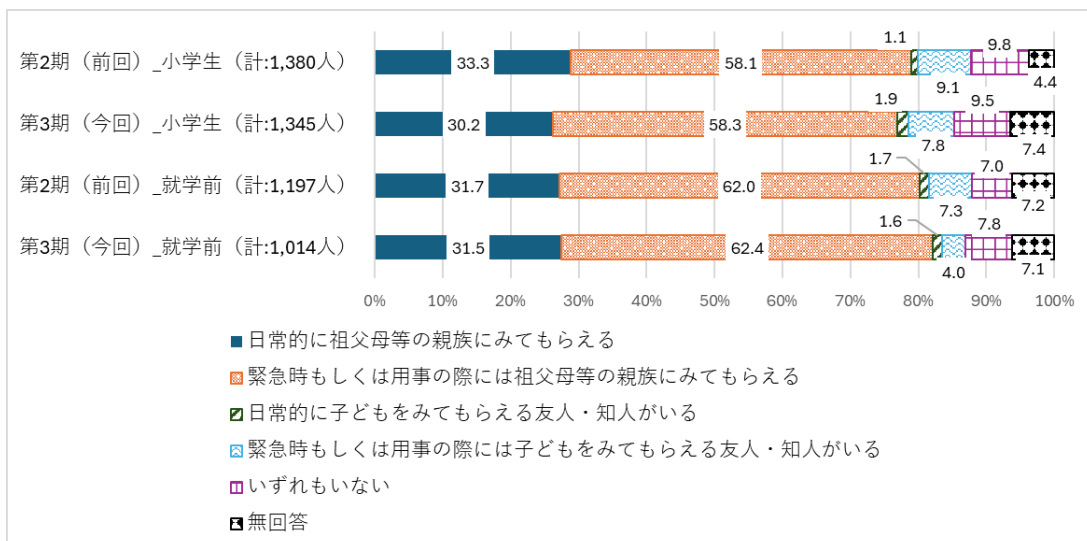
図表 12 配偶者の有無



図表 13 子育てを主に行っているお子さんからみた関係



図表 14 日頃、お子さんをみてもらえる親戚・友人の有無

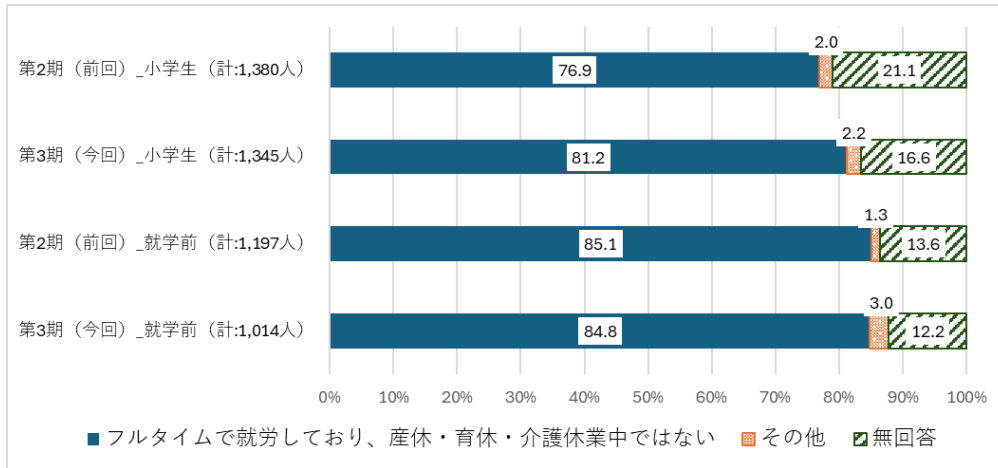


(2) 保護者の就労状況

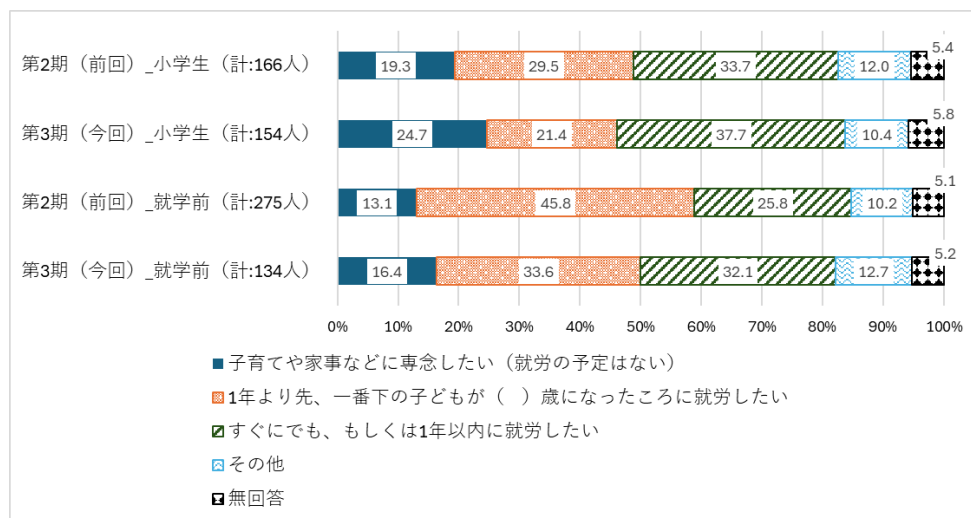
父親の約8割はフルタイム勤務となっています。

働いていない母親の就労意向を見ると、就学前児童の母親の32.1%、小学生の母親の37.7%が、「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」と回答しており、希望する就労形態は就学前児童の母親・小学生の母親の約7割が「パート・アルバイト」と回答しています。また「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」と回答したなかで就学前児童の母親については3歳、小学生の母親については9歳になったところに就労したいと回答した方の割合が多かったです。

図表 15 父親の就労形態



図表 16 就労していない母親の就労意欲



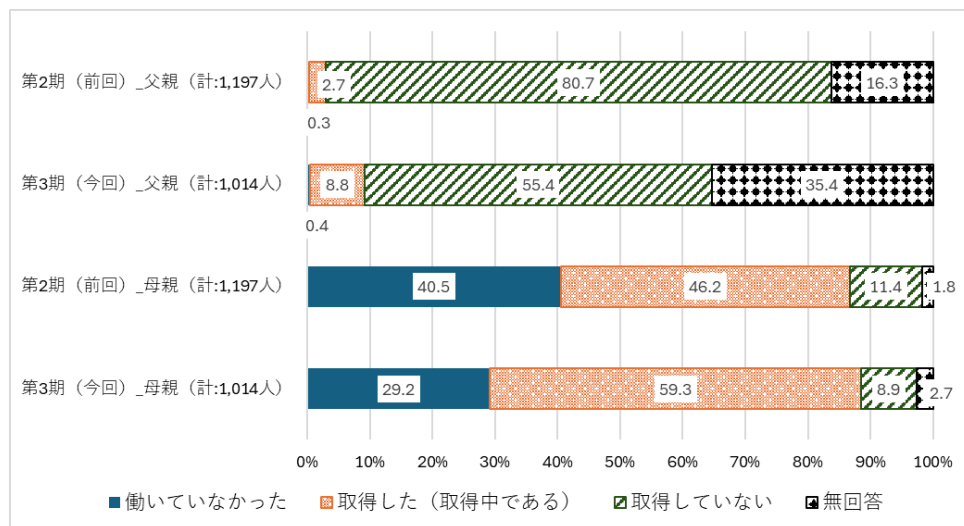
● 第4章 ニーズ調査結果 ●

(3) 育児休業など職場の両立支援制度

育児休業制度を、就学前児童の母親の 59.3%（前回比+13.1 ポイント）が取得したのに対して、父親は 8.8%（前回比+6.1 ポイント）の取得に未だ留まっており、低くなっています。父親の育児休業については利用促進を進めている企業も増えてはいますが、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気がある」、「職場に育児休業制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」と回答した方が全体の約3割を占めました。

父親の育児休業取得に関して職場の取得しづらい環境や収入が減少することで経済的に苦しくなる、昇給・昇格が遅れるなどの理由から父親が育児休業を利用する割合の低さの背景にあることがわかります。

図表 17 育児休業利用率（就学前児童父母）



図表 18 育児休業や短時間勤務制度を取得しなかった理由（父親）

『父親 育児休業を取得していない理由』	(%)
仕事が忙しかった	16.3
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	15.5
配偶者が育児休業制度を利用した	14.3
収入減となり、経済的に苦しくなる	9.2
配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	7.8
職場に育児休業制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	3.3
その他	2.2
昇給・昇格などが遅れそうだった	1.6
（産休後に）仕事に早く復帰したかった	0.7
保育所などに預けることができた	0.5
仕事に戻るのが難しそうだった	0.5
育児休業を取得できることを知らなかった	0.3
有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	0.2
子育てや家事に専念するため退職した	0.2
産前産後の休暇を取得できることを知らず、退職した	0.0
育児休業をすると保育所等に預けるのが難しかった	0.0
無回答	48.5

計：1,226人

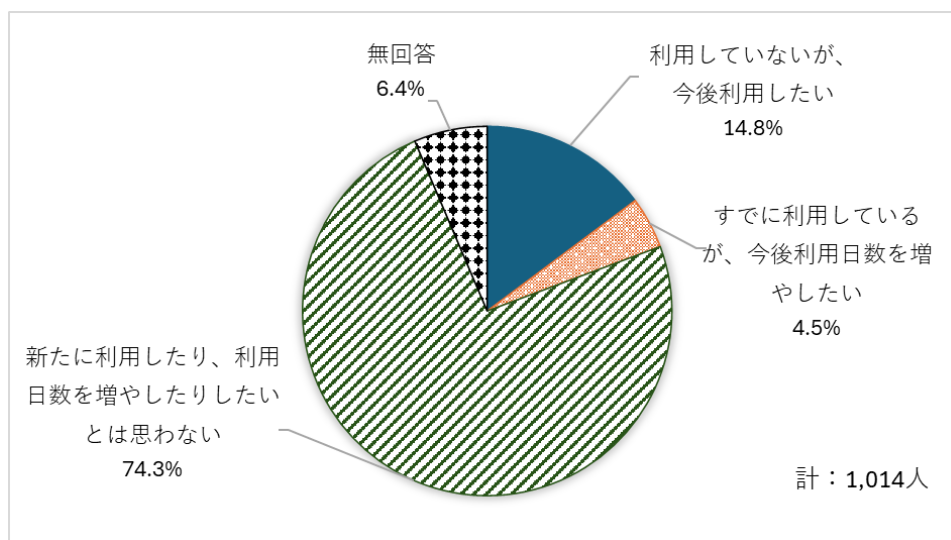
※複数回答あり

● 第4章 ニーズ調査結果 ●

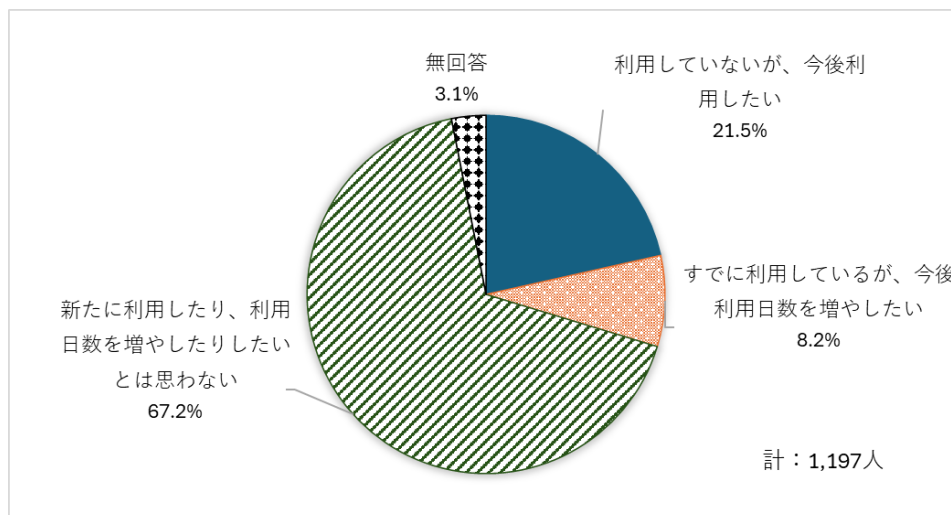
(4) 地域子育て支援センター及び子育て支援サービスの利用状況

地域子育て支援センター（公民館などで実施している類似の活動を含む）について、「利用していないが、今後利用したい」と回答した人の割合は 14.8%（前回比△6.7 ポイント）、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した人の割合は 4.5%（前回比△3.7 ポイント）となっており、合わせると就学前児童の保護者の 19.3%（前回比△10.4 ポイント）が地域子育て支援センター等の新規利用（利用増）に意欲的であることが分かりました。一方で「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」と回答した人の割合も 74.3%（前回比+7.1 ポイント）と増加しています。

図表 19 就学前児童の地域子育て支援センターの利用意向（今回）



図表 20 就学前児童の地域子育て支援センターの利用意向（前回）

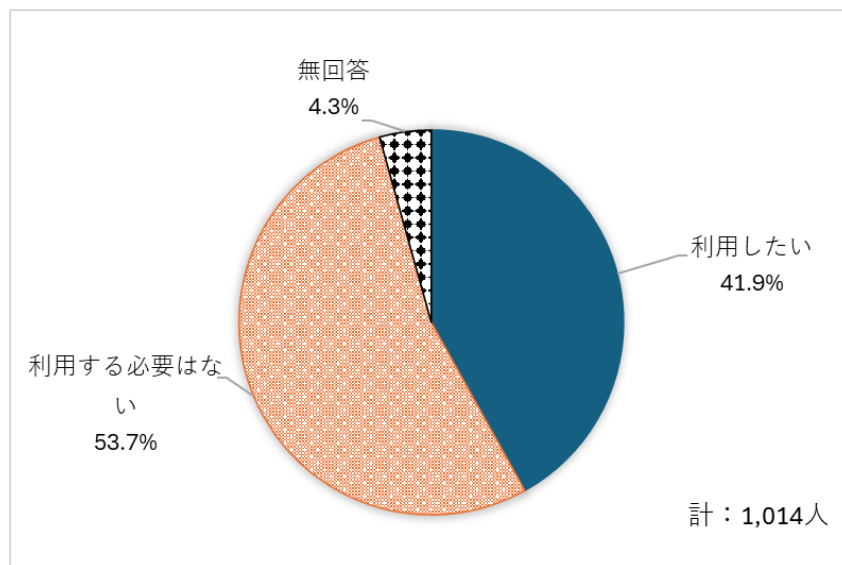


(5) 不定期の教育・保育施設や宿泊を伴う一時預かりなどの利用

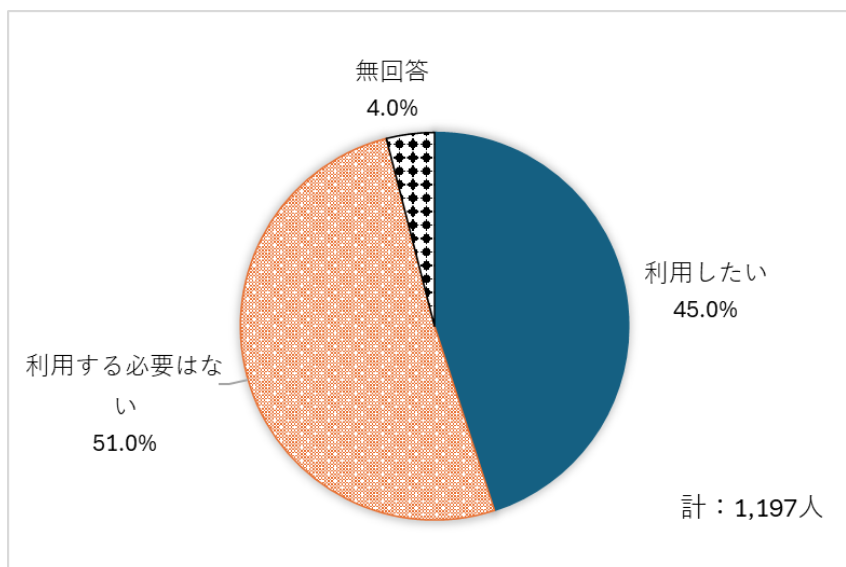
保護者の用事のために施設を利用したいと思う人の割合は、就学前児童の保護者では41.9%（前回比△3.1ポイント）となっています。

就学前児童の保護者の利用目的として、「私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的」が32.1%、時間的に逼迫した状況である「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院など」26.9%の順に高くなっていることが分かりました。

図表 21 保護者の用事の際の不定期の教育・保育施設の利用意向（就学前児童）
（今回）

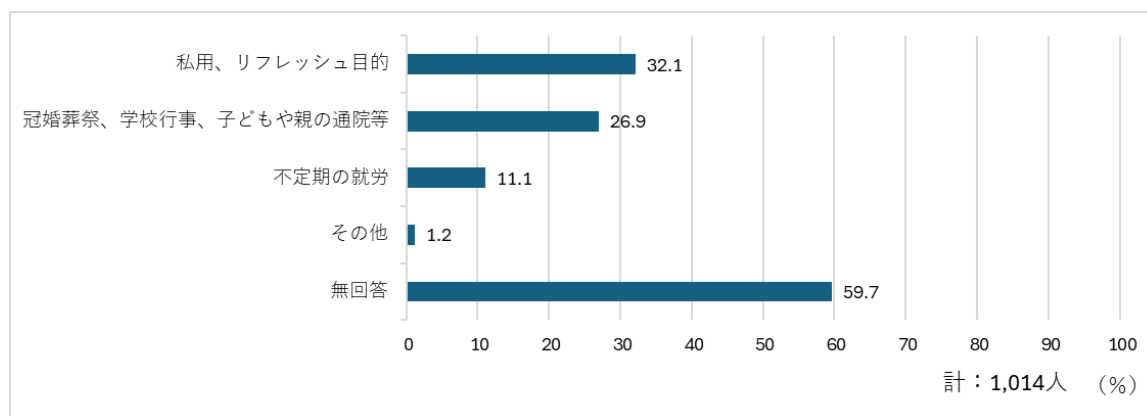


図表 22 保護者の用事の際の不定期の教育・保育施設の利用意向（就学前児童）
（前回）



● 第4章 ニーズ調査結果 ●

図表 23 私用、親の通院、不定期の就労等の教育・保育施設の利用目的（就学前児童）



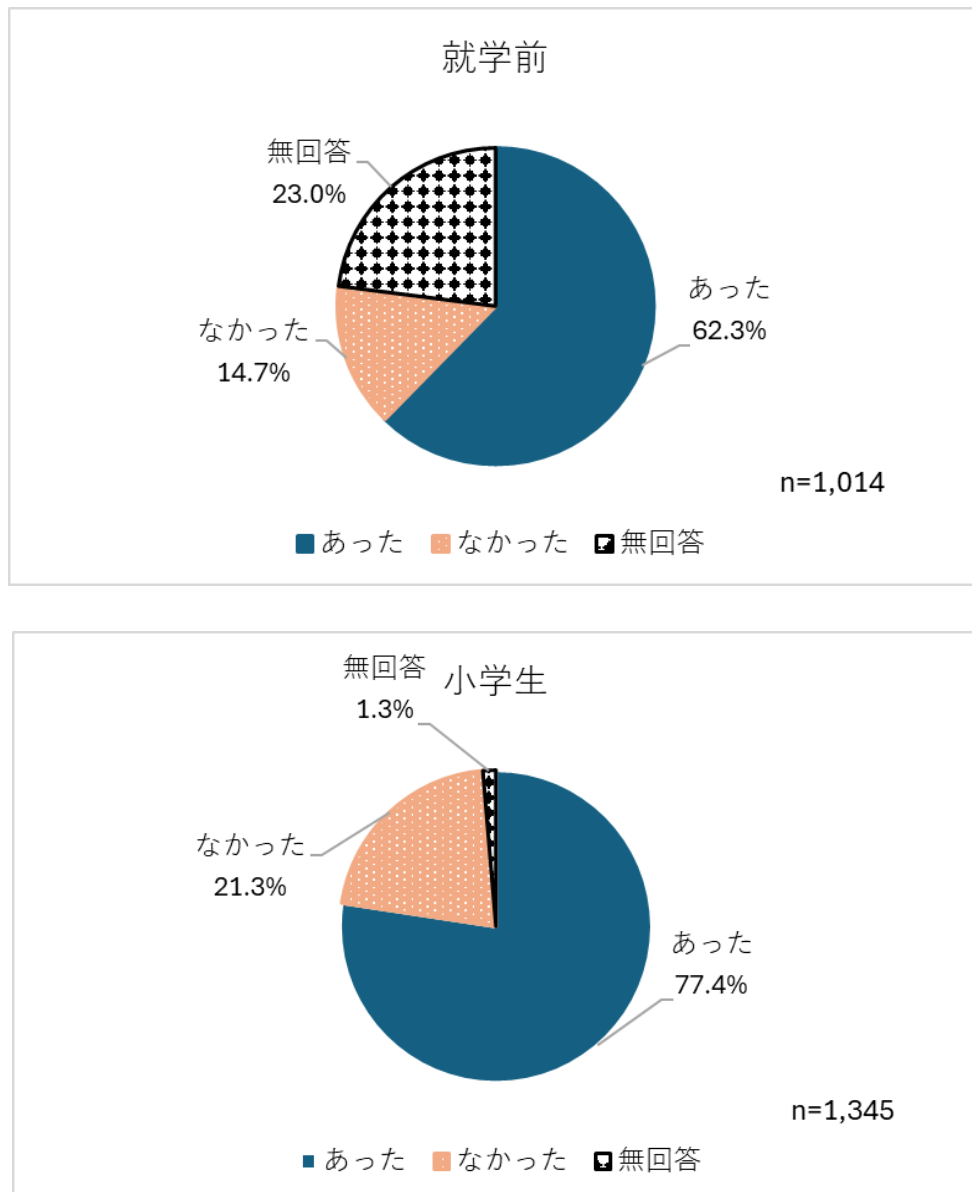
※複数回答あり

(6) 病気の際の対応

就学前児童の 62.3%（前回比△0.7 ポイント）、小学生の 77.4%（前回比+12.7 ポイント）が、この1年間に病気やけがで幼稚園・保育所・学校などを休まなければならなかったと回答しています。

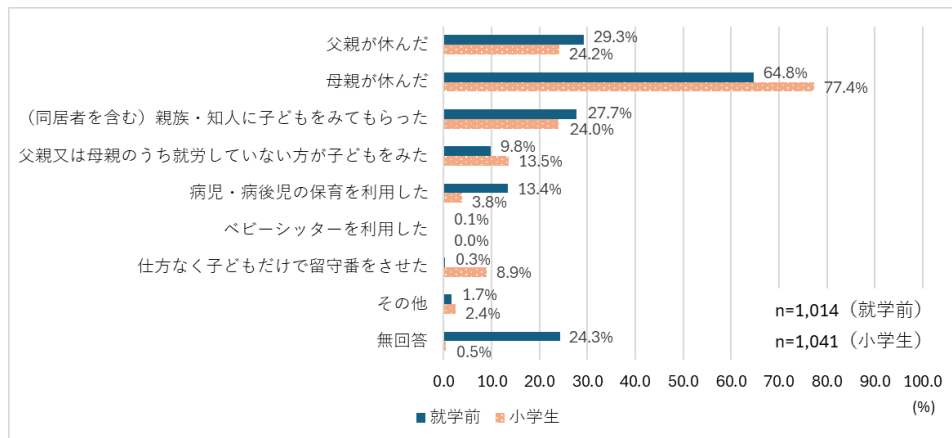
病気やけがで学校等を休まなければならなかったときに「父親が休んだ」、「母親が休んだ」と回答した人に、できれば病児・病後児のための保育施設などを利用したいと思ったか尋ねたところ、就学前児童の 48.5%（前回比+3.4 ポイント）、小学生の 18.4%（前回比△8.5 ポイント）が、できれば利用したいと回答しており、特に就学前児童で利用意向が高くなっています。

図表 24 直近1年間における病気およびけがによる事業利用への影響



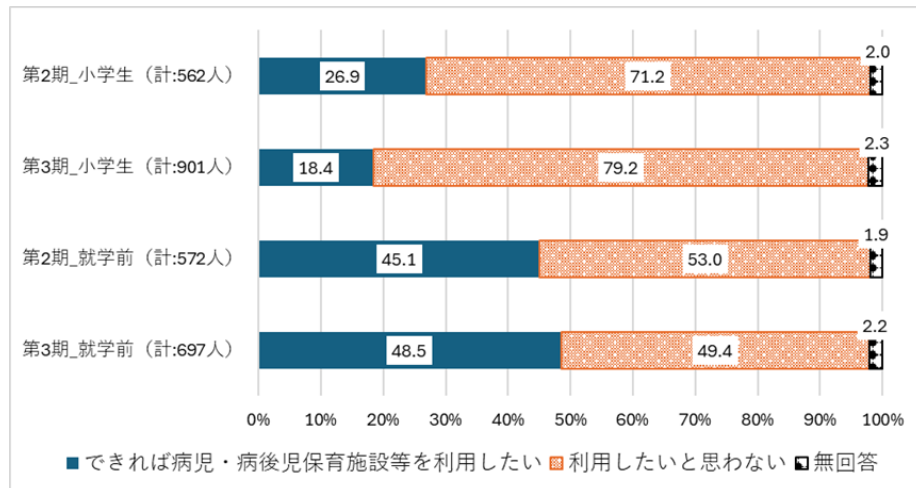
● 第4章 二一ズ調査結果 ●

図表 25 直近1年間における病気およびけがによる対応



※複数回答あり

図表 26 病児保育施設利用意向



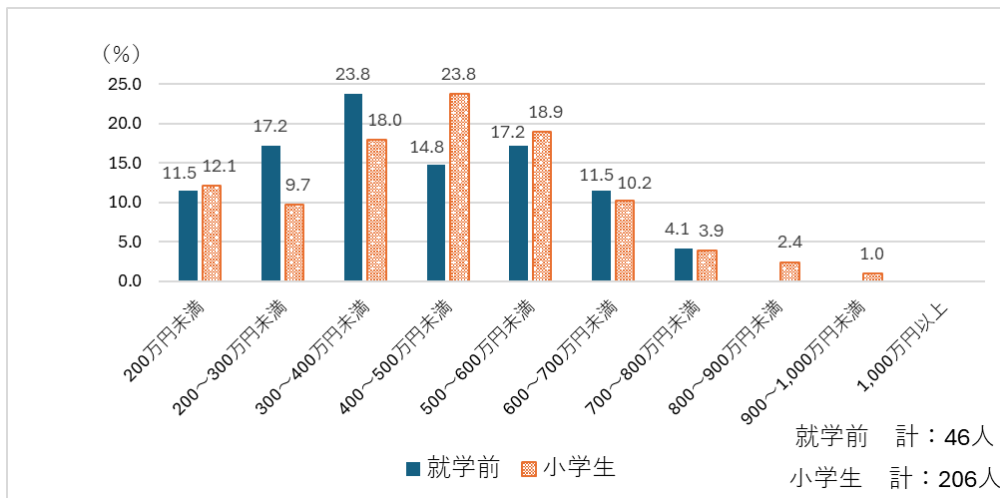
(7) 子育て世代の生活状況

生活が困窮しているという現状が子供に及ぼす影響は少なくありません。

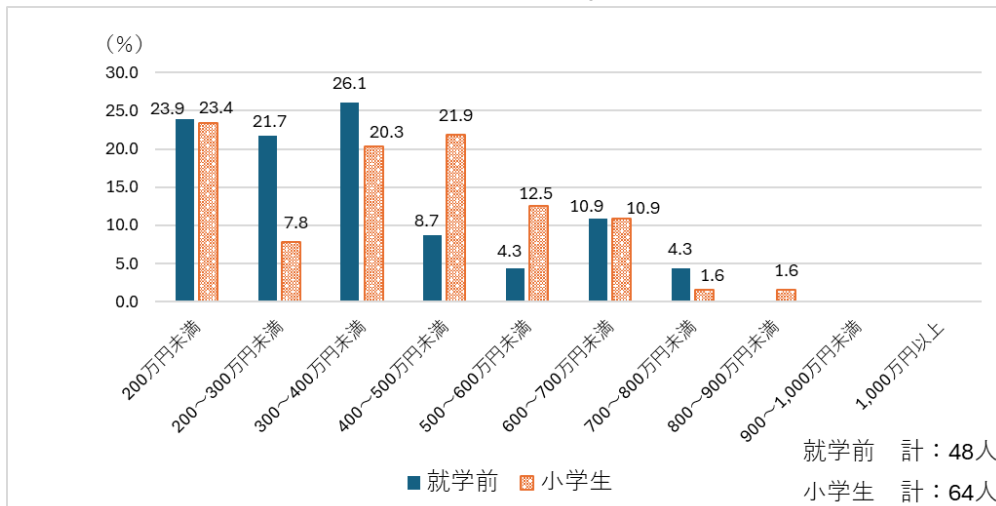
水道又は電気料金が払えないことが「よくあった」、「ときどきあった」と回答した方は少なからず生活に困窮していると考えられますが、様々な年収の世帯において水道又は電気料金が払えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、お金が足りなくて、家族が必要とする食糧を買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」と回答していることが分かりました。

世帯内における子どもの数のみに関わらずひとり親世帯など、さまざまな要因が考えられるため「世帯年収」という視点のみならず、ひとりひとりの子どもたちの状況に応じて、生活に困窮している世帯の子どもを早期に発見し、支援のありかたについて検討をしていく必要があります。

図表 27 過去1年の間に、お金が足りなくて、水道又は電気料金が払えない経験あり（よくあった、ときどきあった）と回答した方の世帯年収



図表 28 過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えない経験あり（よくあった、ときどきあった）と回答した方の世帯年収



第5章 計画の基本理念

1. 計画の基本理念

第2期計画期間中、待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、「新子育て安心プラン」が策定されたことなど、子どもを取り巻く環境は変化を続けています。

このような流れを受け、第3期三木町子ども・子育て支援事業計画は、第2期計画によるこれまでの取り組みとその成果を尊重しつつも、子どもと子育て世代をめぐる諸課題を解決する道筋をつけるとともに、子育てに喜びや楽しみが感じられる社会、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた「安心して子どもを産み育てられるまち・みき」を基本理念とし、様々な取り組みを進めていきます。

基本理念

「安心して子どもを産み育てられるまち・みき」

第2期三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略より

2. 計画の基本目標

平成30年の社会福祉法の一部改正に伴い地域福祉計画が上位計画として位置づけられたことから、三木町地域福祉計画と整合を図りつつ、以下に挙げる5項目の基本目標を掲げ計画を推進します。

- 基本目標1 子どもと親の健康を守る
- 基本目標2 子どもの安全を確保する
- 基本目標3 子どもが健やかに成長する環境をつくる
- 基本目標4 支援を要する子どもや家庭を支える
- 基本目標5 多様なニーズに応じた子育て環境をつくる

3. 計画の施策体系

[基本理念]

「安心して子どもを産み育てられるまち・みき」

基本目標1 子どもと親の健康を守る

1. 妊娠から子育てまでの相談体制の充実
2. 母子保健施策の推進
3. 小児医療の充実
4. 食育の推進

基本目標2 子どもの安全を確保する

1. 子育てを支える地域社会の形成
2. 子育てしやすい生活環境の整備
3. 子どもを災害から守るための活動の推進

● 第5章 計画の基本理念 ●

基本目標 3 子どもが健やかに成長する環境をつくる

1. 学校の教育環境の設備
2. 児童の健全育成
3. 次代の親の育成
4. 家庭や地域の教育力の向上

基本目標 4 支援を要する子どもや家庭を支える

1. ひとり親家庭等の自立支援
2. 障がいのある子どもがいる家庭への支援
3. 児童虐待等防止対策の推進
4. 子どもの貧困対策の推進

基本目標 5 多様なニーズに応じた子育て環境をつくる

1. 子育て支援サービスの充実
2. 子育て支援のネットワークづくり
3. ワーク・ライフ・バランスの推進
4. 子育て家庭への経済的支援の充実

第6章 基本目標ごとの取組

1. 子どもと親の健康を守る

母子保健は未来を担う子どもたちの生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。切れ目のない、妊産婦・乳幼児への保健医療サービスの提供、妊婦に対する妊娠・出産・育児の各専門家の相談受付体制、出産後の育児の相談体制など、引き続き安心して妊娠・出産できる環境の確保・整備を推進します。

(1) 妊娠から子育てまでの相談体制の充実

〔 現状と課題 〕

妊娠中の母体および胎児の健康と安全な出産を確保するためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。

妊娠から子育てまでの相談体制を一層充実することで、子どもと親の健康を守っていくことにつながります。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
1	子育て世代包括支援センター事業	利用者支援員（保健師等）が、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談を受け、一人ひとりの家庭の実状に合わせた支援プランを作成し、必要に応じて関係機関につなぐ等支援を行います。 また、孤立しがちな子育てに対して、妊婦や生後間もない乳児やお母さんが集い、子育てについての相談や交流の場となるママカフェを開催します。	こども課
2	妊産婦訪問事業 こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児全戸訪問事業)	(妊婦・産婦訪問) ハイリスク妊産婦(望まない妊娠、高齢・若年妊婦等)、希望する妊産婦に訪問指導を行います。 (新生児・乳児家庭訪問) こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児全戸訪問事業)として概ね4か月までの全乳児を対象に助産師または保健師が訪問指導を行います。	こども課

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

NO.	事業名	取組内容	担当課
3	妊婦相談	月1回、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等で妊娠・出産・育児に関する個別の相談を受けます。	こども課
4	乳幼児相談	保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士による相談事業を毎月開催します。内容は、身長・体重・頭囲計測、保健・栄養・歯科指導等です。開催月によってはスキンタッチ教室や読み聞かせ等も行っています。愛育会「のびのび広場」では、子どもが安全に遊べるスペースを設置しています。	こども課
5	両親学級	日曜日に、助産師・保健師・管理栄養士による両親学級を年3回（2回コース）開催します。妊娠・出産・赤ちゃんのお世話について健康教育を行っています。	こども課
6	こども相談	子ども女性相談センター児童福祉司による相談事業を年12回実施します。対象は、養育上支援の必要がある家庭、発達障がいがある等発育面に気がかりなことがある児、育児不安の強い保護者等です。	こども課
7	すくすく相談	言語聴覚士が、子どもの発達や子育ての悩み等について、発達検査を行い、対応方法の助言を行います。	こども課
8	巡回相談	言語聴覚士及び保健師が町内保育所等を巡回し、児の集団生活での困りごとに対して助言を行います。	こども課
9	産後ケア事業	産婦の育児不安軽減や産褥期の健康保持を図ることを目的に、医療機関や助産所等と連携し、母子の心身の状態に応じた保健指導や育児に関する指導・相談等を行います。 (宿泊型、日帰り型、訪問型)	こども課

(2) 母子保健施策の推進

〔 現状と課題 〕

母性は、すべての児童が健やかに生まれ、かつ育てられるための基盤として、その尊重、保護が必要です。また、乳幼児については、心身ともに健全な人として成長していくために、その健康の保持増進がなされる必要があります。安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目のない母子保健施策を推進していきます。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
10	母子健康手帳及び母子保健ガイドブック交付	妊娠届出のあった妊婦に、母子健康手帳及び母子保健ガイドブックを交付し、保健指導を行います。	こども課
11	妊婦一般健康診査	妊娠届出のあった妊婦に対して、妊婦一般健診受診票（14回分）を交付します。	こども課
12	妊婦歯科健康診査	妊娠届出のあった妊婦に対して、妊産婦歯科健診受診票（2回分）を交付します 令和6年度交付対象者から産後1年間利用できるよう期間を延長しています。	こども課
13	産婦健康診査	産後2週間及び1か月の時期に産婦健診を実施します。	こども課
14	新生児聴覚スクリーニング検査	生後3か月以内の乳児を対象に、新生児聴覚スクリーニングを実施します。	こども課
15	乳幼児健康診査 （個別健診） 1か月児健康診査 乳児個別健康診査 （集団健診） 3か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査 5歳児健康診査	（個別健診） 令和6年度妊娠届出者から、1か月児健康診査受診票（1回分）を交付し、費用を公費助成します。 1歳までの乳児を対象に乳児健診受診票（2回分）を交付し、費用を公費助成します。 （集団健診） 対象児の年齢、発達段階に応じた検査、診察、保健指導等を実施します。 健診結果により、訪問、各種相談、医療機関・療育機関紹介等を行います。	こども課

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

NO.	事業名	取組内容	担当課
16	こうのとりサポート事業	令和4年4月より不妊治療に公的医療保険が適用されましたが、保険診療適用後に従来よりも自己負担が増すケースがあることから、不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けられる方の経済的負担軽減のため、治療費の助成を行います。また、不育症に対する治療費助成も併せて行っています。	こども課
17	予防接種	対象者へ個別に予診票を郵送し、案内します。接種方法はすべて医療機関での個別接種です。（契約医療機関であれば、県内で接種可能）	住民健康課 こども課

(3) 小児医療の充実

〔 現状と課題 〕

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境づくりのためには、小児医療の存在は必要不可欠です。小児医療体制の充実を働きかけていくとともに、子育て家庭へ情報提供を行っていく必要があります。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
18	乳幼児医療費助成事業（子育て支援医療費助成事業）	18歳に達した最初の3月31日までの間の子ども（4月1日生まれは前月の末までの属する月の末まで）に対する医療費を助成します。 令和5年8月の町改正により15歳から18歳に医療助成を拡大しました。	こども課
19	小児生活習慣病予防対策事業	小学4年生及び中学1年生を対象とした血液検査の実施や生活習慣アンケート、任意による超音波検査、学校医による健康相談を実施し小児生活習慣病予防の推進を図ります。 また、子どもたちが食や運動の大切さを理解し、健康に対して関心をもつことができるよう教育活動を推進します。	教育総務課

(4) 食育の推進

〔 現状と課題 〕

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の理解と定着を図っていくことが大切です。食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくりの体験活動等を進めていく必要があります。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
20	栄養相談（乳幼児）	乳幼児相談・乳幼児健康診査（集団健診）に来られた方を対象に管理栄養士が栄養相談を行います。	住民健康課 こども課
21	離乳食講習会	乳幼児相談開催時に、離乳食についての講習を実施します。	住民健康課 こども課
22	三木町食生活改善推進協議会による食育	3歳児・5歳児健診受診者や保護者に対して、食育パンフレット等を配布し、朝ごはんや野菜の摂取について声かけを行います。	住民健康課 こども課

2. 子どもの安全を確保する

交通事故や、子どもが犯罪に巻き込まれる事件、突然発生する自然災害など、子どもにまつわる危険は多様です。子どもが安全にかつ安心して地域で育つことができるよう、地域全体で子どもをさまざまな危険から守るための活動が重要となっています。警察をはじめとする関係機関・団体及び地域が一丸となって協力し安全体制・防犯体制・防災体制の環境整備を推進します。

(1) 子育てを支える地域社会の形成

[現状と課題]

少子化傾向にある中で、子どもや子育て家庭を間近に見たり、自分が子育てに協力したりする機会が急速に減少しています。そのことで、子どもや子育て中の親子に対する接し方がよく分からないという住民も増えてきているようです。

核家族化が進展している現状にあるからこそ、地域と子どもの関わりが一層重要となってきます。

行政としても、地域がどのように子育て中の親子に寄り添えば良いのかを伝えるなど、あらゆる機会を通じて啓発に取り組むことで、地域が赤ちゃんの泣き声や子どもの元気な声を認めることができるような、おおらかな町をつくっていく必要があります。

[今後の取組]

NO.	事業名	取組内容	担当課
23	不審者対策 (1) 校区見守り隊による登下校時の見守り (2) 青色防犯パトロール車による下校時のパトロール (3) 育成補導員による定期的な巡視	不審者対応の冊子「元気キッズの安心宣言ー犯罪から身を守ろうー」を小学校の新入生に配布します。 「子どもSOS」の家、「移動子どもSOS」等の運動を推進します。 青色防犯パトロール車によるパトロールと広報活動を実施します。	少年育成センター
24	青少年の健全育成活動 (1) 補導活動 (2) 相談活動 (3) 広報啓発活動	子ども達の健全育成のため関係行政機関及び関係団体等と連携し、総合的な健全活動に努めます。 特に、「大人が変われば子どもも変わる運動」の一環として「あいさつ・声かけ運動」を中心に育成補導活動に取り組みます。	少年育成センター

NO.	事業名	取組内容	担当課
25	育成補導 (1)校區別育成補導 (2)夜間育成補導 (3)イベント補導 (4)県下一斉補導 (5)通学列車補導 (6)特別補導 (7)子ども安全パトロール	各種団体・関係機関と連携を図り補導活動を行います。	少年育成センター
26	交通安全教室	子ども達の心身の発達に応じ、具体的に繰り返し教えるとともに、実際の行動を通じて「正しい交通ルール」と「安全な動作」を身に付けるよう交通マナーの徹底を図ります。	総務課

(2) 子育てしやすい生活環境の整備

[現状と課題]

子どもが犠牲になる事件は後を絶たず、安心して子どもだけで外出させることが難しくなってきました。安全で安心な子育て環境は、保護者にとって非常に関心が高いと考えられることから、防犯活動を進め、子育てしやすい生活環境を整備していくことが必要です。

[今後の取組]

NO.	事業名	取組内容	担当課
27	交通安全施設整備 (グリーンベルト)	通学路における交通安全対策として町道等にグリーンベルト(車道と路側帯を視覚的に明瞭に区分する路面標示)を整備します。	土木建設課
28	環境整備 (1)カーブミラーの整備 (2)防犯灯・防犯カメラの整備 (3)子どもの公園	交通事故防止のため、町道等の交差点やカーブの見通しのよくない箇所の整備を図ります。 防犯灯や防犯カメラの適切な場所への設置の推進及び管理を行います。 子どもたちが安心・安全に遊べる公園施設の改修及び管理を行います。	土木建設課 総務課 こども課 生涯学習課

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

(3) 子どもを災害から守るための活動の推進

〔 現状と課題 〕

近年、各地で発生する大規模な災害を見聞きするなかで、子育て中の保護者の災害に対する不安感は増大しています。

一方で、災害に対して大きな不安感を抱えつつも、災害に対する備えをしたり、避難先を確認したりするなどの具体的な行動をするまでには至っていない保護者もいます。災害によって危険な状況におかれても自らの命は自らで守り、適切な避難行動をとることができるよう、平時から災害時を想定した準備を行っていく必要があります。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
29	自主防災訓練	大規模災害を想定した避難訓練を行うことにより、地域における防災組織の活性化を図るとともに、防災意識の向上を図ります。	総務課
30	地域のリーダー育成 (1) 自主防災カレバールアップ講習会 (2) 防災講演会	様々な講習会をとおして、地域における防災力の向上を図ることにより、地域で子どもを守る体制を整えます。	総務課

3. 子どもが健やかに成長する環境をつくる

子どもが健やかに成長するためには、家庭、学校、地域など社会全体で子どもを支えていくことが重要です。子どもの豊かな人間性や思いやりの心を育み、心身ともに健やかに成長できる環境を整備し、子どもの健全育成を推進します。

(1) 学校の教育環境の設備

[現状と課題]

学校施設の老朽化、耐震化、防災機能強化、多様化する教育活動への対応などの課題が山積しています。これらの諸課題に計画的かつ効果的に対応していく必要があります。子どもたちの安全確保はもちろんのこと、地域の防災機能強化の観点からも、早急に学校施設の老朽化対策に取り組む必要があります。

学校教育は、子どもの人間形成や、個性の伸長、社会性等の面でも重要な役割を担っています。また就学前における幼児教育は、生涯にわたる人間としての健全な発達の基礎となっています。個々に応じた指導の充実を図り、基礎的な学力を重視するとともに、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力などの「生きる力」を身につけることが可能な環境を整備する必要があります。

[今後の取組]

NO.	事業名	取組内容	担当課
31	学校評議員制度	外部有識者の助言により、開かれた学校づくりを推進します。	教育総務課
32	学校運営協議会制度	学校と家庭、地域社会との連携・協働により、「地域とともにある学校」づくりを一層推進し、地域の特性を生かした「特色のある教育・学校づくり」を展開します。	教育総務課
33	学校施設の整備	児童生徒の安全かつ適切な教育環境を確保するため、各施設の改修及び整備を行います。特に、各小中学校にICT(情報通信機器)環境の整備を推進します。	教育総務課
34	幼小連携事業	幼・小間で交流・情報交換を行い、緊密な連携を図ります。	教育総務課
35	就学前施設再編整備事業	令和4年11月に策定した「三木町就学前施設再編整備方針」に基づき、公立幼稚園・保育所を統合・再編し、新設認定こども園の整備に併せ、ししの子幼稚園・保育所の認定こども園への移行を令和9年度を目標に準備を進めます。	こども課 教育総務課

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

NO.	事業名	取組内容	担当課
36	就学前教育・保育施設整備事業費補助事業	私立保育所等の保育の提供体制の確保をするため、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることができる環境を整備します。	こども課

(2) 児童の健全育成

[現状と課題]

幼児期の異年齢集団による「群れ遊び」は、子どもの心身の発達や社会性を育む土台となる重要な体験です。そして、学童期・思春期において、人間関係の広がりや多様な経験、他世代との交流、居場所の存在などは、子どもから大人へ成長する上で重要な要素です。

子どもが、放課後や週末、長期休暇等において、学校、公民館等の教育施設、地域の自然環境や人的資源を活用して、自主的に参加し、自由に遊べ、地域の様々な人達と交流できる居場所づくりを進めます。

[今後の取組]

NO.	事業名	取組内容	担当課
37	環境浄化活動	白ポストによる有害図書・ビデオ・DVD等の回収・廃棄処分。書店、量販店、コンビニ等への環境浄化の協力依頼。無人駅・公園・地下道等の環境整備のため、各種団体との連携及び推進を図ります。	少年育成センター
38	少年相談 相談者の来所及び電話での相談活動事業	毎週火曜日に相談日を開設し、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整を行います。	少年育成センター
39	情報モラル啓発事業	ゲーム依存や有害サイト等に代表されるネットトラブル防止に対する意識を高めるため、啓発活動を実施します。	少年育成センター
40	教育支援センター (ポポラ)	不登校児童の生活支援や保護者の相談等の活動を継続していくとともに、より充実した体制や環境づくりに努めます。	教育総務課

(3) 次代の親の育成

〔 現状と課題 〕

乳幼児と触れ合ったり、子どもの世話をしたりする機会のないまま親になる人の増加が指摘されています。このため、若い世代が性や妊娠、健康な生活に関する正しい知識を身につけることや男女が協力して家庭を築くこと、子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携して効果的な取組を推進することが求められています。

若者が自立して家庭を持てるよう、若者に対し子育てに伴う喜びが実感されるよう意識啓発を積極的に行います。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
41	思春期性教育	三木中1年生及び3年生を対象に、保健体育の授業の一環として、保健師・助産師が性教育の授業を行います。 (内容) ・性感染症の実態とその予防 ・自分や周囲の人を大切にすることについて、男女の体の違いや発達について説明し、子ども達が自分自身の体と成長について知る機会として授業を行います。	こども課
42	プレコンセプションケア	将来の妊娠を考えながら、若い男女が自分たちの生活や健康に向きあい、健康管理に取り組めるよう啓発活動を推進します。	こども課
43	保育所地域活動事業 (異年齢児交流)	乳幼児と触れ合ったり、男女が協力したりすることの意義に関する教育や広報・啓発を推進します。	こども課

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

(4) 家庭や地域の教育力の向上

[現状と課題]

子どもを地域全体で育てるためには、学校、家庭、地域が連携して教育力を総合的に高める必要があります。

地域や関係団体等が連携し、ボランティア活動やスポーツ活動、子ども会活動等の機会を通じて、子どもが個性豊かに生きる力を伸ばせるよう支援します。公民館の社会教育施設を活用し、それぞれの子どもの発達段階に応じた学習機会の充実を図るなど、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

[今後の取組]

NO.	事業名	取組内容	担当課
44	ブックスタート 家庭教育力再生事業	すくすくくらぶ（親子体験活動）を実施します。 三木町に産まれた全ての赤ちゃんに本を渡すブックスタート事業を推進します。 就学前や小学生の子どもを持つ保護者を対象として家庭教育に関する講演会を実施します。 5歳児健診における生活習慣について親子面談を実施します。	生涯学習課 こども課
45	交流・体験活動 (公民館活動事業)	安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を行います。	生涯学習課
46	子ども会活動	異年齢集団の中で、自然体験やものづくり(寺子屋キャンプ:高学年向け)、体力づくり(プチ逃走中:低学年向け)などを通し、子どもを健全に育む活動を推進します。	生涯学習課
47	学校体育施設開放・ スポーツ少年団育成 (三木町スポーツ少年 団活動補助)	小・中学校施設(体育館及び運動場)を一般開放し、スポーツやレクリエーション活動を推進します。	生涯学習課

4. 支援を要する子どもや家庭を支える

すべての子どもの健やかな育ちを守る上で、障がいがあることやひとり親家庭で育つこと、児童虐待や子どもの貧困問題が、成長の妨げになることがないよう、経済面あるいは心理面といった多様な支援が必要になることがあります。経済的な困難を和らげるための支援のみならず、相互理解を促進し、地域全体で子どもや家庭の見守りを行えるよう推進していきます。

(1) ひとり親家庭等の自立支援

[現状と課題]

親は子どもを育てる責任を担い、子育てに喜びを感じながらいきいきとした生活を営み、子どもはその愛情の中で育つことが望まれます。親がひとりで子育てや生計を担っているひとり親家庭では、子どもの養育や就業面、経済面などで様々な困難に直面し、心身ともに負担が大きい傾向にあることから、ひとり親家庭等の自立を支援する各種取組を進めていく必要があるといえます。

[今後の取組]

NO.	事業名	取組内容	担当課
48	児童扶養手当制度	ひとり親世帯の生活の安定および福祉の増進を図ることを目的としています。18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護する保護者に手当を支給します。	こども課
49	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等に対して医療費にかかる保険診療分の自己負担額を助成することにより、健康の保持及び増進並びに生活の安定に寄与することを目的とし助成を行います。	こども課
50	ひとり親家庭学習支援教室	ひとり親家庭の小学生から中学3年生までを対象に学習支援等を行う教室を月2回開催し、学習の習慣を身につけるとともに、他者との交流を通じ健全な発育を促します。	こども課

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

(2) 障がいのある子どもがいる家庭への支援

[現状と課題]

心身の障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについては、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことでその制約を少しずつでも取り除いていくことが大切です。

そのためには、公的サービスの充実もさることながら、住民一人ひとりが障がいに対する理解を深め、地域の障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。障がいがあるために、他の様々な能力を発揮する機会が妨げられないよう、療育・教育指導体制が確立されなければなりません。

本町においても、LD（学習症）、ADHD（注意欠如多動症）、自閉スペクトラム症など、対象となる児童生徒が増加傾向にあり、また、対象となる障がい種別が多様化、複雑化している状況にあります。それらに対応できる体制を整えていく必要があります。

[今後の取組]

NO.	事業名	取組内容	担当課
51	障がい児保育支援	障がい児の健全な発達を支援し、保育所における自立支援を行います。	こども課
52	三木町立小中学校等バリアフリー計画	障がいの特性に応じた配慮を行い、誰もが教育を受けられる環境の整備に努めます。	教育総務課
53	特別支援講師等の配置	幼稚園、小中学校において特別支援講師等の配置を行うことにより園、学校生活の充実を図ります。	教育総務課
54	児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	福祉介護課
55	放課後等デイサービス	就学している障がい児に、授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	福祉介護課
56	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	福祉介護課

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

NO.	事業名	取組内容	担当課
57	障害児相談支援	障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行います。	福祉介護課
58	障害福祉サービス等	居宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援等の支援を行います	福祉介護課
59	児童発達支援センター機能強化事業	児童発達支援センターの地域の中核的役割や機能強化を図ることにより、地域における障がい児支援の質の向上や、発達が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、障がい児等への支援やインクルージョンの推進等、地域における障がい児やその家族への支援体制の強化を行います。	福祉介護課

(3) 児童虐待等防止対策の推進

[現状と課題]

虐待は、身体的自由だけでなく子どもの生命すら脅かす重大な人権侵害です。また、近年では、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているヤングケアラーに関しても、子どもの健やかな成長・発達に影響を及ぼす社会問題となっています。

虐待等は外からは見えにくい家庭の中で行われていることが多いため、行政が把握できているのはそのごく一部である可能性もあります。

虐待等の未然防止、早期発見を中心に積極的な取組が求められています。

[今後の取組]

NO.	事業名	取組内容	担当課
60	子ども家庭総合支援拠点	児童虐待等防止を目的に、相談の充実、児童の安全確認の体制化、住民への啓発活動等による住民の定着を図り、児童の健全な育成につなげます。 また、児童家庭相談員（専門職）を配置し、家庭の関係機関との情報連携を図り、切れ目のない支援に努めます。 令和9年度までには、「こども家庭センター」へ移行し体制を強化します。	こども課

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

(4) 子どもの貧困対策の推進

〔 現状と課題 〕

平成 25 年に成立した「生活困窮者自立支援法」では、生活困窮者を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義しています。

生活の困窮がそのまま子どもの育ちのゆがみにつながるわけではありませんが、生活困窮者の多くが社会から孤立していたり、様々な課題を複合的に抱えていたりしています。また、生活の困窮はネグレクト等の遠因になる可能性もあるため、慎重かつ適切な対応が求められます。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
61	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭及び寡婦の自立や児童の健やかな育成を支援するため福祉資金の貸付制度の案内を行います。	こども課
62	就学援助制度	学校教育法により、経済的な理由等で就学困難と認められる児童、生徒の保護者に対して義務教育を円滑に受けることができるよう、必要な援助を行います。	教育総務課

5. 多様なニーズに応じた子育て環境をつくる

女性の社会進出が進む中、仕事と子育ての両立に不安を抱く人が多くいます。理由は「夫の協力を得づらい」「待機児童問題」などさまざまですが、不安を取り除くため、利用者のニーズを踏まえた保育のサービスの充実を一層図るとともに、親同士の交流の場の確保、子育ての情報提供のほか、地域で子育てを見まもる枠組み作りを推進していきます。

(1) 子育て支援サービスの充実

[現状と課題]

子どもの発達や健康の状態はそれぞれ異なり、また、保護者の価値観や子育て家庭の生活スタイルも多様化しています。このような背景を踏まえれば、子育て家庭におけるニーズは子どもの数だけあるともいえます。

今後ますます複雑化、多様化する子育てニーズに対応するためには、既存のサービスに子どもや子育て家庭を当てはめるという考え方ではなく、そのニーズを個別に汲み取り、そのニーズに応えるために地域全体で子育てを行うという考え方に転換していく必要があります。

[今後の取組]

NO.	事業名	取組内容	担当課
63	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	共働き家庭等の小学校1年生から6年生までの児童を対象に放課後から午後6時30分まで、遊びを主とする健全育成活動を実施します。 令和4年度より運営を民間委託し、民間活力を利用した、より良質なサービスの提供を図ります。	こども課
64	子育て短期支援事業 (ショートステイ) (トワイライトステイ)	児童を養育している家庭の保護者が疾病や就労等により、家庭における児童養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。	こども課
65	一時預かり事業	日常生活上の突発的な事情により、一時的に家庭での保育が困難となった場合等において、乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行います。	こども課

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

NO.	事業名	取組内容	担当課
66	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育所等に通っていない家庭の子ども(生後6か月～3歳児未満)を保育所等の施設で預かりを行うことで、家庭とは異なる経験や集団生活の機会を経て子どもの成長を促します。	こども課
67	病児保育事業	子どもが病気または病気回復期の際に、保護者の就労等の理由により、家庭保育や集団保育が困難な場合、病院内の施設において、保育を実施します。 保育所等に通所している子どもが、保育中に微熱を出すなど、体調不良となった場合、保護者が迎えに来るまでの間、一時的に保育します。	こども課
68	通常保育事業	保育所において、保育を必要とする乳幼児を預かり、保育を実施します。	こども課
69	延長保育促進事業	保育所において勤務時間等の関係で閉所時間までに子どもを迎えに来られない保護者のために、閉所時間を過ぎての子どもの預かりを実施します。	こども課
70	子育てホームヘルプサービス事業(子育て世帯訪問支援事業)	一時的に手助けが必要な妊婦及び3歳未満の子どもを養育する保護者を対象に、子育てホームヘルパーを派遣し家事援助を行います。	こども課
71	愛育会	愛育会行事として、親子体操・レクリエーションを企画・実施します。	こども課
72	外国人ママボランティア事業	日本語が話せない外国人ママが、町の健診・相談・訪問等を利用する際、外国人ママボランティアに通訳支援を依頼します。	こども課
73	使用済み紙おむつ処分事業	町内の私立保育所等に通園する3歳児未満児の使用済み紙おむつの処分補助を行っています。	こども課

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

NO.	事業名	取組内容	担当課
74 再掲	就学前教育・保育施設整備事業費補助事業	私立保育所等の保育の提供体制の確保をするため、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることができる環境を整備します。	こども課
75	保育サービスの充実	育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するため、こども園の移行に伴い、サービスの統一、充実に努めます。	こども課 教育総務課
76 再掲	就学前施設再編整備事業	令和4年11月に策定した「三木町就学前施設再編整備方針」に基づき、公立幼稚園・保育所を統合・再編し、新設認定こども園の整備に併せ、ししの子幼稚園・保育所の認定こども園への移行を令和9年度を目標に準備を進めます。	こども課 教育総務課
77	預り保育事業	幼稚園において保護者が就労等により保育ができない園児を対象に、教育時間外の7時30分から18時30分まで預かり保育を実施します。	教育総務課
78	未就園児学級	就園前幼児や保護者が幼稚園活動を体験することにより、不安を解消し、幼稚園に入園できるよう実施します。	教育総務課
79	香川県放課後子ども総合プラン事業 (放課後子ども教室)	安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流を行います。	生涯学習課

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

(2) 子育て支援のネットワークづくり

[現状と課題]

地域における子育て支援の基盤となる地域子育て支援センター、子育てサークル、民生委員・児童委員等の社会資源の活用を図り、身近な地域で日常的な子育てを支援する体制の充実を図る必要があります。

また、子育て関連の情報を交換する子育てサークル等の活動の場づくりを進めるとともに、子育てサークル相互の交流やネットワークの形成を促進し、子育てをしている母親等の子育て不安の解消を図っていく必要があります。

[今後の取組]

NO.	事業名	取組内容	担当課
80	子育て支援関係者会議	保育所・幼稚園のスタッフや保健師等の子育て支援関係者を対象に、子育てに関する講話やケース検討会を実施します。	こども課
81	地域子育て支援拠点事業	育ちの部屋（氷上こども園）、すくすくルーム（砂入保育園）において、親と子、また子ども同士のふれあいの場を設け、子育てについての援助や助言を行います。	こども課
82	利用者支援事業	子ども、保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	こども課

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

〔 現状と課題 〕

近年、仕事と生活との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の認識が高まり、以前に比べれば、父親が母親と共に家庭の子育ての役割を担うことも増えており、社会状況も変化しつつあります。

しかし、まだ十分に「ワーク・ライフ・バランス」が取れていない場合もあり、家庭の事情や子どもの成長段階に応じて働き方を選択できる環境づくりが求められています。女性の就労しやすい環境づくりと併せて、男性の長時間労働の適正化、育児休業の取得など「働き方の見直し」に向けた啓発や取組を進めていくことも必要です。

〔 今後の取組 〕

NO.	事業名	取組内容	担当課
83	男女共同参画の推進	男女共同参画プランを策定し、男性を含めた子育て意識の啓発を推進します。	人権推進課
84	両親学級	出産や子育てに関する情報提供や赤ちゃんのお世話(沐浴等)の手技を習う機会を設け、男性の育児家事参加の重要性も情報発信し、家庭内の子育て環境の充実を図ります。	こども課
85 再掲	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	共働き家庭等の小学校1年生から6年生までの児童を対象に放課後から午後6時30分まで、遊びを主とする健全育成活動を実施します。 令和4年度より運営を民間委託し、民間活力を利用した、より良質なサービスの提供を図ります。	こども課
86 再掲	一時預かり事業	日常生活上の突発的な事情により、一時的に家庭での保育が困難となった場合などにおいて、乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行います。	こども課
87 再掲	延長保育促進事業	保育所において勤務時間等の関係で閉所時間までに子どもを迎えに来られない保護者のために、閉所時間を過ぎての子ども預かりを実施します。	こども課
88 再掲	預かり保育事業	幼稚園において保護者が就労等により保育ができない園児を対象に、教育時間外の7時30分から18時30分まで預かり保育を実施します。	教育総務課

● 第6章 基本目標ごとの取組 ●

(4) 子育て家庭への経済的支援の充実

[現状と課題]

子育てに要する経費は年々増加しており、子育て家庭の可処分所得を圧迫しています。出産、子育てにかかる費用については、本来家庭が負担すべきものですが、子どもたちは次代の担い手であり、その子育てコストへの支援については、家庭と社会の役割分担を考慮しながら、医療費、教育費等の経済的支援策を推進することが求められています。

[今後の取組]

NO.	事業名	取組内容	担当課
89	児童手当	0歳から18歳までの子どもを養育する親に児童手当を交付します。	こども課
90	子育て支援券	子どもを養育する世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的として、出生時に町内店舗にて使用できる子育て支援券を保護者に対し交付します。	こども課
91	出産・子育て応援金	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、経済的支援として、妊娠届出後に出産応援金を、出生届出（赤ちゃん訪問）後に子育て応援金を支給します。	こども課
92	出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出産した場合に、出産育児一時金として支給します。	住民健康課
93 再掲	就学援助制度	学校教育法により、経済的な理由等で就学困難と認められる児童、生徒の保護者に対して義務教育を円滑に受けることができるよう、必要な援助を行います。	教育総務課

第7章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

図表 29 本町における教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名		区域	
教育・保育	教育・保育施設	認定こども園・幼稚園・保育所（園）	町全域
	地域型保育事業	小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育	
乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）		事業の認可を受けた保育所・幼稚園・認定こども園その他の施設	町全域
地域子ども・子育て支援事業	1) 利用者支援事業		町全域
	2) 地域子育て支援拠点事業		町全域
	3) 妊産婦健康診査事業		町全域
	4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）		町全域
	5) 養育支援訪問事業		町全域
	6) 子育て短期支援事業		町全域
	7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		町全域
	8) 延長保育事業		町全域
	9) 一時預かり事業		町全域
	10) 病児保育事業		町全域
	11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		町全域
	12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業		町全域
	13) 妊婦等包括相談支援事業		町全域
	14) 産後ケア事業		町全域
	15) 子育てホームヘルプサービス事業（子育て世帯訪問支援事業）		町全域

本計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設や乳児等通園支援制度、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策を記載します。

2. 量の見込みの算出

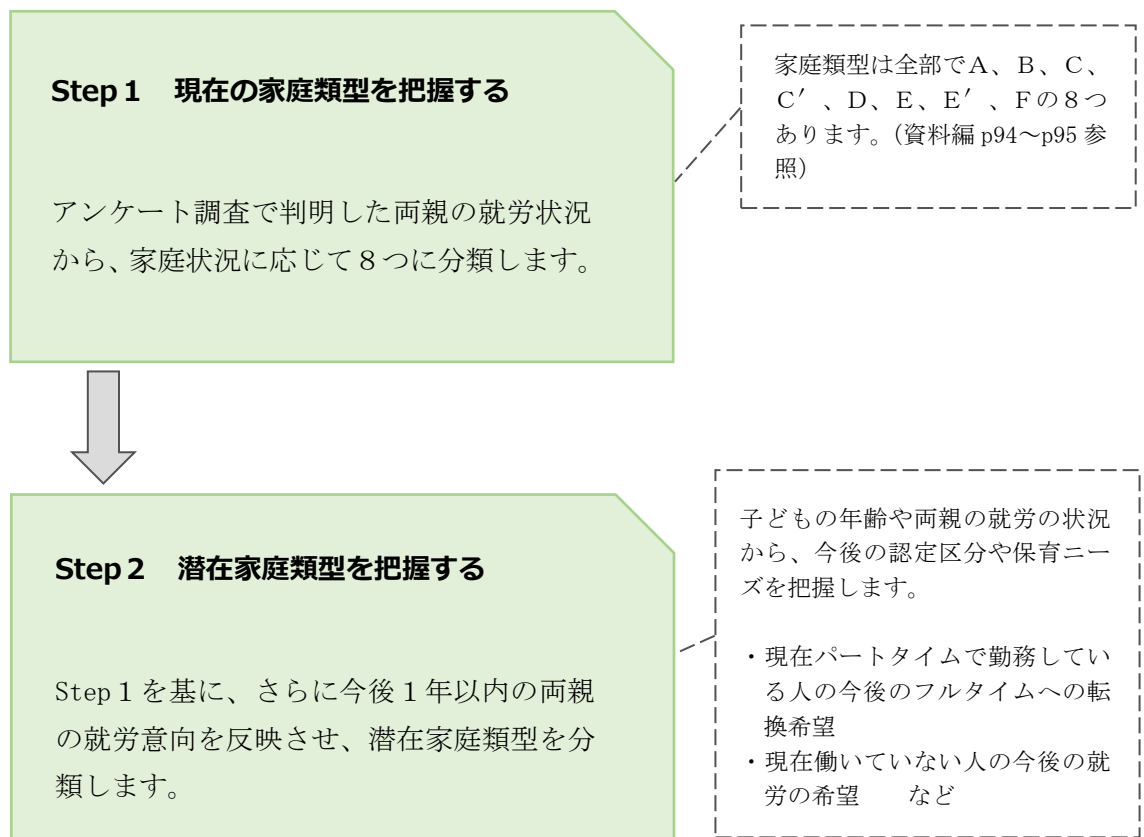
子ども・子育て支援事業計画では、アンケート調査などから把握した地域のニーズを基に、将来、保育所や幼稚園などの事業、子育て支援のためのサービスがどの程度必要になるのかを推計し、見込み量（潜在的なニーズ量）を計算します。

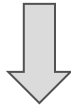
見込み量と現在提供できているサービスを比較し、不足している場合は計画期間の5年間で必要量を整備します。

見込み量の計算では、アンケート調査で得た回答から、潜在家庭類型を把握し、量の見込み、確保方策を決定します。

(1) 見込み量の計算方法

見込み量は幼稚園、保育所、保育認定などの項目ごとに、アンケート調査からそれぞれの利用意向率を算出し、将来の子どもの人口推計（推計児童数）を掛け合わせて計算を行います。





Step 3 潜在家庭類型別児童推計数

住民基本台帳の情報を基に、今後の出生数などを推計し、将来の子どもの数を算出、それぞれの潜在家庭類型の割合を掛け合わせ、潜在家庭類型別の将来児童数を算出します。

人口の変化率、出産可能とされる年齢の女性の数の割合や変化、出生する乳児の男女比などの様々な要素を用いて、今後の人口を推計し1年ごとに算出します。



Step 4 事業ごとの利用意向率

それぞれの事業ごとに用意されている計算式を用い、利用意向率を算出します。

計算式は「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」によって国から示されています。



Step 5 利用対象児童数の算出

潜在家庭類型ごとに利用できるサービスや事業が異なるため、サービス・事業別に定められた条件に、潜在家庭類型の割合と児童推計数を掛け合わせます。

例えば、保育所を利用できるのは「保育の必要な事由」に該当すると考えられる潜在家庭類型に限ります。



Step 6 ニーズ量の算出

サービス・事業ごとの利用意向率と対象となる児童数を掛け合わせて算出します。

Step 3で推計した今後1年ごとの推計児童数を用い、各年度でニーズ量を見込みます。

(2) 見込み量の考え方

見込み量の計算方法については国の手引きによって決まっていますが、この計算によって算出される見込み量は、あくまでも今後1年以内に本町に在住している子育て世帯の全ての就労の希望が叶い、かつ、希望する事業やサービスを全て希望通りに利用することが出来た場合を想定します。

本町の見込み量は基本的に国の手引きに準じ前項 Step 1 から Step 6 までの手順を踏んで計算を行っていますが、本来必要なサービスの供給量や現実との乖離を分析し、より正確性の高いものにするため、合理的な条件の基で補正を行うなど、以下の4つの手法を用いて算出しています。

① 国の手引きに準じた算出

国の手引きに算出方法が明記されている事業については、原則としてその算出方法に従って量の見込みを算出しました。算出結果が実績値と乖離している場合でも、生データに立ち返り個別の回答の矛盾を精査する等、国の手引きを尊重した量の見込みとなるよう配慮しています。

② 国の手引きの算出式を補正

国の手引きに算出方法が明記されている事業のうち、算出結果が実績値と大きく乖離している場合は、国の手引きの趣旨に反しない範囲内において、地域の実態に合うように算出式を補正することで対応しました。

例えば、一時預かりのニーズ量は、親戚や知人に預けた経験のある方の困難度が高い方を量の見込みに含めるかどうかは自治体の裁量となっていることから、より実績に近い算出方法を採用することで補正することが可能となります。

③ 算出式を用いず算定

利用者支援事業など、国の手引きでも箇所数をもって量の見込みとしている事業については、特段の計算式を用いずに量の見込みを算出しました。

④過去の実績に基づいて算出

国の手引きに標準的な算出方法が記載されていない事業については、事業毎に過去の実績の推移や事業に関するデータの推移、人口推計等を考慮して量の見込みを算出しました。

3. 教育・保育施設の充実

(1) 教育・保育施設の需要量および確保の方策

① 考え方

子ども・子育て支援法に基づき、需要量の見込みに対し供給可能な量を踏まえ、確保の方策としました。児童数の推移や町内の住宅開発等により、当初見込んだ需要量の変動が生じた場合、令和9年度に本計画の中間見直しを実施することにより対応します。

② 認定区分について

子ども・子育て新制度では、希望する教育・保育施設を利用するために、それぞれの事由や時間に応じて、町から保育の必要性の認定を受けた上で申し込みを行うことになっています。認定には、下記に挙げる3区分があります。

1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	認定こども園・幼稚園
2号認定	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園・地域型保育事業所

③ 見込み量と確保の方策

教育・保育分野の事業においては保育認定（1号・2号・3号）ごとにニーズ量の推計と確保方策を明示します。

2号認定に関しては、幼稚園を希望する人（2号認定Ⅰ）とそれ以外（2号認定Ⅱ）、3号認定に関しては0歳児（3号認定Ⅰ）と1・2歳児（3号認定Ⅱ）で分けて見込みます。

供給量がニーズ量を下回る場合、計画期間内にどのように不足を解消するかについて、具体的な確保の方策を検討します。

1) 1号認定

[事業の概要]

1号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもが該当します。
 「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり、幼児期の教育のニーズに対し、幼稚園、認定こども園による教育を行う事業です。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	3～5歳
家庭類型	C'、D、E'、F（潜在的家庭類型）
調査項目	今後、幼稚園または認定こども園を利用したいと回答した人

[量の見込み]

単位：人

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		64	59	55	53	50
確 保 方 策	①	64	59	55	53	50
	②	0	0	0	0	0
過不足		0	0	0	0	0

- ①教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）※確認を受けない幼稚園を含む
- ②町外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）

[確保の方策]

- 令和9年度を目標に、保護者の就労状況にかかわらず利用でき、幼児教育・保育を一体的に提供できる認定こども園を整備するため、公立幼稚園・保育所を統合・再編し、新設認定こども園の整備に併せ、ししの子幼稚園・保育所を認定こども園へ移行する準備を進めます。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

2) 2号認定 I (幼稚園の希望が強いと推定される者)

[事業の概要]

保育の必要性の認定を受けた幼児に対し、認定こども園、認可保育園及び認可外保育施設による保育を行う事業です。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	3～5歳
家庭類型	A、B、C、E (潜在的家庭類型)
調査項目	現在、幼稚園を利用していると回答した人

[量の見込み]

単位：人

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		155	143	134	129	122
確 保 方 策	①	511	516	175	177	180
	②	0	0	0	0	0
過不足		356	373	41	48	58

①教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）※確認を受けない幼稚園を含む

②町外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）

[確保の方策]

- 幼稚園においては、保育を希望する児童を受け入れ、一時預かりすることで量を確保します。
- 令和9年度を目標に、保護者の就労状況にかかわらず利用でき、幼児教育・保育を一体的に提供できる認定こども園を整備するため、公立幼稚園・保育所を統合・再編し、新設認定こども園の整備に併せ、しの子幼稚園・保育所を認定こども園へ移行する準備を進めます。

3) 2号認定Ⅱ（2号認定のうちⅠ以外）

〔事業の概要〕

保育の必要性の認定を受けた幼児に対し、認定こども園、認可保育園及び認可外保育施設による保育を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

対象年齢	3～5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	今後、認定こども園・保育所を利用したいと回答した人から、現在、幼稚園を利用していると回答した人を除く

〔量の見込み〕

単位：人

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		336	309	289	279	264
確 保 方 策	①	308	308	352	352	352
	②	0	0	0	0	0
	③	0	0	0	0	0
過不足		△28	△1	63	73	88

- ①教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※確認を受けない幼稚園を含む
- ②特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）
- ③町外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

〔確保の方策〕

- 保育を希望する児童は一定数以上いるが、施設定員等の理由により、幼稚園へ利用調整し、一時預かりで量の確保を行います。
- 令和9年度を目標に、保護者の就労状況にかかわらず利用でき、幼児教育・保育を一体的に提供できる認定こども園を整備するため、公立幼稚園・保育所を統合・再編し、新設認定こども園の整備に併せ、しの子幼稚園・保育所を認定こども園へ移行する準備を進めます。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

4) 3号認定 I (0歳児)

[事業の概要]

保育の必要性の認定を受けた乳児に対し、認定こども園、認可保育園及び地域型保育事業等による保育を行います。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	0歳
家庭類型	A、B、C、E (潜在的家庭類型)
調査項目	今後、認定こども園または保育所を利用したいと回答した人

[量の見込み]

単位：人

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		37	35	35	35	35
確 保 方 策	①	57	57	56	56	56
	②	6	6	0	0	0
	③	0	0	0	0	0
過不足		26	28	21	21	21

- ①教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※認可外保育施設を含む
- ②特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）
- ③町外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

[確保の方策]

- 各保育施設において、利用定員を満たすことが可能となるよう、保育士の確保を行うことで、必要量を確保できるよう努めます。
- 令和9年度を目標に、保護者の就労状況にかかわらず利用でき、幼児教育・保育を一体的に提供できる認定こども園を整備するため、公立幼稚園・保育所を統合・再編し、新設認定こども園の整備に併せ、ししの子幼稚園・保育所を認定こども園へ移行する準備を進めます。

5) 3号認定Ⅱ（1・2歳児）

〔事業の概要〕

保育の必要性の認定を受けた乳児に対し、認定こども園、認可保育園及び地域型保育事業等による保育を行います。

〔量の見込みの算出方法〕

対象年齢	1歳・2歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	今後、認定こども園または保育所を利用したいと回答した人

〔量の見込み〕

単位：人

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見 込 み 量	1歳	109	106	103	103	101
	2歳	128	116	113	110	110
確 保 方 策	①	235	235	237	237	237
	②	28	28	15	15	15
	③	0	0	0	0	0
過不足		26	41	36	39	41

- ①教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※認可外保育施設を含む
- ②特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）
- ③町外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

〔確保の方策〕

- 各保育施設において、利用定員を満たすことが可能となるよう、保育士の確保を行うことで、必要量を確保できるよう努めます。
- 令和9年度を目標に、保護者の就労状況にかかわらず利用でき、幼児教育・保育を一体的に提供できる認定こども園を整備するため、公立幼稚園・保育所を統合・再編し、新設認定こども園の整備に併せ、しの子幼稚園・保育所を認定こども園へ移行する準備を進めます。

4. 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）の充実

〔事業の概要〕

保護者の就労有無や理由を問わず、保育所等に通っていない家庭の子ども（生後6か月～3歳児未満）を保育所等の施設で預かりを行うことで、家庭とは異なる経験や集団生活の機会を経て子どもの成長を促す制度であり、令和7年4月より開始されています。

〔量の見込みの算出方法〕

（ア）「必要受入れ時間数」について

<基本的な算出式>

対象年齢（※1）の未就園児数 × 月一定時間（※2）

（※1）対象年齢は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における対象者を踏まえ、0歳6か月から満3歳未満と仮定する。

（※2）月一定時間は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における上限を踏まえ、10時間と仮定する。

（イ）「必要定員数」について

<基本的な算出式>（小数点以下切り上げ）

必要受入れ時間数 ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（※3）

（※3）月176時間（8時間×22日）を基本とする。

上記（ア）の計算結果を（イ）で除じる

〔量の見込み（必要定員数）〕

単位：人回

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳6か月～1歳未満	4	3	3	3	3
1歳以上～2歳未満	4	4	4	4	3
2歳以上～3歳未満	2	2	2	2	2

※年間の量の見込み（延べ人数）は、必要定員数に12か月を乗じた数

〔確保の方策〕

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象数（人回）	0	3	9	9	8
実施場所（所）	0	1	2	2	2

○ 本町では令和8年度より大宮保育園において実施します。また、令和9年度からは、町立認定こども園にも整備を行い、利用を希望する保護者及び子どもに対応していきます。

○ 町内の教育・保育施設等と連携し、こども誰でも通園事業の利用が終了する満3歳以上の児童が円滑に教育・保育施設等へ移行できるように支援を行います。

5. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業

[事業の概要]

子ども及びその保護者が、保育所・幼稚園及び認定こども園での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。本町では、こども課にて利用者支援の職員を配置し実施します。

[量の見込みの算出方法]

利用者支援事業に係る量の見込みについては、ニーズ調査によらずに推計しました。

[量の見込み]

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

[確保の方策]

- 本町では、こども課に基本型、こども家庭センター型の母子保健機能、児童福祉機能に対応できる利用者支援事業の職員を配置し実施します。
- 教育・保育施設や地域の子育て支援策の急速な拡充が図られる中、利用者支援はさらに重要性を増しており、現在、配置されている利用者専門員等のスキルアップを通じ、さらなる支援、情報提供に努めます。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

(2) 地域子育て支援拠点事業

〔事業の概要〕

乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

対象年齢	0～5歳
家庭類型	全ての家庭類型
調査項目	現在「地域子育て支援拠点事業」を利用している人及び、今後「地域子育て支援拠点事業」を利用したい人及び、現在「地域子育て支援拠点事業」を利用しており、今後利用回数を増やしたい人

〔量の見込み〕

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	411人回	390人回	382人回	377人回	373人回
確保方策	411人回	390人回	382人回	377人回	373人回
個所数	2か所	2か所	3か所	3か所	3か所

〔確保の方策〕

- 本町では、現在「育ちの部屋（氷上こども園内）」、「すくすくルーム（砂入保育所内）」の2か所において実施しております。令和9年度からは、町立認定こども園にも整備を行い、親と子、また子ども同士のふれあいの場を設け、子育てについての援助を推進します。
- 各施設との連携を図るとともに、町内に2団体ある愛育会とも連携を図り、親子の交流を行う場所の提供に努めます。

(3) 妊産婦健康診査事業

〔事業の概要〕

妊婦及び胎児の異常の早期発見、健康保持推進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

妊産婦に対する健康診査に係る量の見込みについては、ニーズ調査によらずに出生0歳児人口の推計に健診回数（妊婦14回、産婦2回）を乗じています。

〔量の見込み〕

単位：人回

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	2,032	1,968	1,968	1,936	1,904
確保方策	2,032	1,968	1,968	1,936	1,904

〔確保の方策〕

- 妊娠届提出時に保健師等の面談で健診の受診勧奨を行います。また、母子手帳アプリへの登録について紹介し、アプリを通して受診勧奨もします。
- すこやかな妊娠と出産のために、妊婦健康診査の助成券を14回分全額無料で母子健康手帳交付時に発行し、経済的負担を軽減します。
- 産婦健康診査事業として、出産後間もない時期（産後2週間、産後1か月）に健診を実施することで、母体の健康状態の把握と悪化予防、産後うつの予防に努めます。
- 支援を要する妊産婦を早期に発見し、また、医療機関等と連携し、必要時に保健師等による継続支援を行うことで、安心して出産子育てができる環境を整えます。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

〔事業の概要〕

概ね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

令和7年度から令和11年度に出生する0歳児人口を推計し、乳児家庭全戸訪問事業に係る見込み量としました。

〔量の見込み〕

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	127	123	123	121	119
確保方策	127	123	123	121	119

〔確保の方策〕

- 保健師または助産師が、子どもの発育状況や産婦の体調の確認を行い、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、虐待等のハイリスク家庭に対する継続的な支援を行います。
- 里帰り先や転入出後の関係機関との連携を図り、乳児や保護者の切れ目のない支援に繋がるよう努めます。

(5) 養育支援訪問事業

〔事業の概要〕

様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する具体的な指導・助言・支援等を行うことにより、当該家庭の適切な療育の実施を確保する事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

養育支援訪問事業の見込みについては、年によって増減するため、過去4年間のうち最大値（令和5年度実績）を参考に見込み量を算出しました。

〔量の見込み〕

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	35	35	35	35	35
確保方策	35	35	35	35	35

〔確保の方策〕

- 支援の必要な家庭に対し、保健師等が訪問支援を行い、適切な支援に繋げるとともに、関係機関との連携を図っていきます。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

(6) 子育て短期支援事業

〔事業の概要〕

保護者の病気などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行う事業です。短期入所（ショートステイ）事業のほかに、保護者の仕事などの理由で夜間の子どもの保育が困難な場合に、緊急時に利用できるトワイライトステイ（夜間入所）事業があります。

〔量の見込みの算出方法〕

対象年齢	0～5歳
家庭類型	全ての家庭類型
調査項目	泊りがけの対処法として「短期入所生活援助事業」「留守番」と回答した人及び、「親族・知人にみてもらった」人のうち、「非常に困難」「どちらかというと困難」と回答した人

国の手引きに準じた計算では、潜在的家庭類型を基に見込み量を算出するようになっていますが、アンケート調査に潜在的家庭類型を判定する設問が無かったため、正確な推計を行うことが出来ませんでした。

よって、直近5年間での実績値を参考に見込み量を算出しました。

〔量の見込み〕

単位：人日

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	16	16	16	16	16
確保方策	365	365	365	365	365

〔確保の方策〕

- 保護者の病気などを理由により家庭において養育することが一時的に困難となった児童を保護するため、受け入れ態勢の確保を行います。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

〔事業の概要〕

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との手助けを行い合う活動に関する連絡、調整を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

対象年齢	5歳
家庭類型	全ての家庭類型
調査項目	低学年・高学年の放課後の過ごし方について、「ファミリー・サポート・センター」と回答した人

〔量の見込み〕

単位：人日

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
調査結果	18	18	17	16	15
見込み量	600	600	600	600	600
確保方策	600	600	600	600	600

〔見込み量の修正方法〕

上記に示した国の手引きに準じた計算では、未就学の5歳児に対し、今後小学校に進学した際の放課後の過ごし方としてファミリー・サポート・センターを利用するかを尋ね、ニーズとして見込んでいますが、利用実績のほとんどは未就学児であるため、小学生の利用実績と大きく乖離しています。したがって、実績値を踏まえた補正を行いました。

〔確保の方策〕

- 本町においては、高松市にある「高松ファミリー・サポート・センター」に事業を委託しており、さらなる利用への周知を図ります。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

(8) 延長保育事業

〔事業の概要〕

保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用時間以外の時間に保育所等で引き続き保育を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

対象年齢	0～5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	今後、「幼稚園」以外を利用したいと回答し、かつ、希望利用時間に18時以降と回答した人

〔量の見込み〕

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	217人	203人	194人	188人	182人
確保方策	217人	203人	194人	188人	182人
箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

〔確保の方策〕

- 令和6年度は、1か所（氷上こども園）で実施していましたが、就労形態の多様化で通常の利用時間以外での利用を希望する保護者に対応するため、令和7年度より2か所（氷上こども園、大宮保育園）で実施します。

(9) 一時預かり事業

(9-1) 一時預かり（幼稚園型）

〔事業の概要〕

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所・幼稚園・認定こども園及び地域子育て支援拠点施設などにおいて、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕（1号認定による利用）

対象年齢	3～5歳
家庭類型	C'、D、E'、F（潜在的家庭類型）
調査項目	今後、「幼稚園」「認定こども園」を利用したいと回答した人で、「一時預かり」「預かり保育」を利用していると回答した人

〔量の見込みの算出方法〕（2号認定による利用）

対象年齢	3～5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	現在、「幼稚園」を利用していると回答した人

国の手引きに準じた計算では、潜在的家庭類型を基に見込み量を算出するようになっていますが、2号認定者（幼稚園利用）については、アンケート調査に潜在的家庭類型を判定する設問が無かったため、正確な推計を行うことが出来ませんでした。よって、2号認定による利用については、2号認定者（幼稚園利用）の数に年間の平日日数（240日で計算）を乗じて見込み量を算出しました。

〔量の見込み〕

単位：人日

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見 込 み 量	①	696	641	600	578	548
	②	37,200	34,320	32,160	30,960	29,280
確 保 方 策	①	696	641	600	578	548
	②	37,200	34,320	18,600	18,622	18,652
過不足		0	0	△13,560	△12,338	△10,628

① 1号認定による利用、② 2号認定による利用

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

[確保の方策]

- 令和9年度から令和11年度にかけて、見込み量と比較し確保方策が過小となっていますが、令和9年度を目標に、保護者の就労状況にかかわらず利用でき、幼児教育・保育を一体的に提供できる認定こども園を整備するため、公立幼稚園・保育所を統合・再編し、新設認定こども園の整備に併せ、ししの子幼稚園・保育所を認定こども園へ移行する準備を進めています。
- 新設認定こども園の整備により、2号認定Ⅱ（2号認定のうちⅠ以外）の量の確保が十分にできる見込みであり、幼児教育と一時預かりを希望する方を認定こども園で預かることにより量の調整を行います。

3) 2号認定Ⅱ（2号認定のうちⅠ以外）【再掲】

[事業の概要]

保育の必要性の認定を受けた幼児に対し、認定こども園、認可保育園及び認可外保育施設による保育を行う事業です。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	3～5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	今後、認定こども園・保育所を利用したいと回答した人から、現在、幼稚園を利用していると回答した人を除く

[量の見込み]

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
見込み量	336	309	289	279	264	
確 保 方 策	①	308	308	352	352	352
	②	0	0	0	0	0
	③	0	0	0	0	0
過不足	△28	△1	63	73	88	

- ①教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※確認を受けない幼稚園を含む
- ②特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）
- ③町外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

(9-2) 一時預かり事業（その他）

〔事業の概要〕

日常生活上の突発的な事情により、一時的に家庭での保育が困難となった場合等において、子どもを一時的に保育所や認定こども園などに預けることができる事業です。幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）とは異なり、基本的には全ての年齢の児童、家庭で利用することができます。

〔量の見込みの算出方法〕

対象年齢	0～5歳
家庭類型	全ての家庭類型
調査項目	不定期事業を「利用したい」と回答した人

国の手引きに準じた計算では、潜在的家庭類型を基に見込み量を算出するようになっていますが、アンケート調査に潜在的家庭類型を判定する設問が無かったため、正確な推計を行うことが出来ませんでした。

よって、直近5年間で延べ利用者数が一番多かった年度を参考に見込み量を算出しました。

〔量の見込み〕

単位：人日

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
確保方策	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030

〔確保の方策〕

- 保護者の育児等に伴う心理的または肉体的負担を軽減するための施設であり、公立の「まんでがんふれあいホーム（定員6名）」において受け入れ体制を確保します。
- 令和9年度を目標に、新設の認定こども園の施設内に一時預かりの施設を移設する予定で準備を進めます。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

(10) 病児保育事業

(10-1) 病児・病後児対応型

[事業の概要]

病児や病後児について、病院・保育所等に設置された専用スペース等において、保育士及び看護師等が一時的に保育等する事業です。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	0～5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	子どもの病気やケガにより「病児・病後児保育を利用した」「ファミリー・サポート・センターを利用した」「留守番させた」と回答した人および、「父親が休んだ」「母親が休んだ」と回答した人で、病児・病後児保育施設を「利用したい」と回答した人

[量の見込み]

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1,315人日	1,226人日	1,172人日	1,140人日	1,103人日
確保方策	1,315人日	1,226人日	1,172人日	1,140人日	1,103人日
定員数	9人	9人	9人	9人	9人

[確保の方策]

- 本町において、讃陽堂松原病院内「まつばら」とすくすくの会すくすくクリニックにし内「すくすくSUN」の2施設の病児・病後児保育施設があり、保育定員は計9名で適正な提供体制を確保します。

(10-2) 体調不良児対応型

[事業の概要]

保育所等に通所している子どもが、保育中に微熱を出すなど、体調不良となった場合、保護者が迎えに来るまでの間、看護師等が一時的に保育する事業です。

[量の見込みの算出方法]

体調不良児対応型の見込みについては、ニーズ調査によらずに推計しました。

[量の見込み]

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	240 人日	240 人日	240 人日	240 人日	240 人日
確保方策	240 人日	240 人日	240 人日	240 人日	240 人日
対象数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

[確保の方策]

- 働く保護者が仕事を切り上げ、すぐにお迎えをすることができない状況は多くあり、保護者が安心して子どもを預けることができる環境を整備するため、令和7年度より、1か所（氷上こども園）で実施します。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

〔事業の概要〕

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に学童保育所や小学校等を利用して適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

対象年齢	5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	低学年・高学年の放課後の過ごし方で「放課後児童クラブ」と回答した人

〔量の見込み〕

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1年生	143	152	133	119	119
2年生	152	144	152	133	119
3年生	154	153	144	153	134
4年生	106	95	94	89	94
5年生	101	106	95	94	89
6年生	98	102	107	95	95
合計	754	752	725	683	650

〔見込み量〕

- 国の手引きに準じた計算では、3～5歳児の子どもがいる家庭において、小学校進学後、低学年・高学年の放課後の過ごし方として「放課後児童クラブ」の利用予測を算出しています。しかし、5歳児の保護者にとって、小学校に進学して学童保育を利用するか否かは未来のことであり、不確定な要素が多いことから、令和6年度実績値とアンケート調査による推計値には乖離が見られます。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

[確保の方策]

単位：人（小学生）/か所（教室数）

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1年生	143	152	133	119	119
2年生	152	144	152	133	119
3年生	154	153	144	153	134
4年生	106	95	94	89	94
5年生	101	106	95	94	89
6年生	98	102	107	95	95
合計	754	752	725	683	650
教室数	13	13	13	13	13

- 支援員の確保と研修等を通じての資質向上に努めます。
- 見込み量として通年利用希望数が算出されますが、その中には長期休暇中のみ利用希望する児童も含まれます。長期休暇中（特に夏季）については、臨時教室を開設するなどし、整備に努めます。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

[事業の概要]

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

[量の見込みの算出方法]

実費徴収に係る補足給付を行う事業に係る量の見込みについては、ニーズ調査によらずに過去の実績を基に推計しました。

[量の見込み]

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5

[確保の方策]

- 当該事業は、令和2年度より実施しています。今後も継続していきます。

(13) 妊婦等包括相談支援事業

〔事業の概要〕

妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

- 妊婦の人数は、ここ近年減少傾向にあるが、様々な課題を抱える特定妊婦の割合は増加傾向にあり、必要に応じ、1人の妊婦に対して複数回の支援をすることも想定し、妊婦等包括相談支援事業に係る量の見込み量としました。

〔量の見込み〕

単位：人日

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	147	142	137	132	127
確保方策	147	142	137	132	127

〔確保の方策〕

- 妊婦、その配偶者等に対して、保健師又は助産師による面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

(14) 産後ケア事業

[事業の概要]

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

[量の見込みの算出方法]

産後ケア事業の見込みについては、ニーズ調査によらずに推計しました。

[量の見込み]

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	40人日	48人日	56人日	67人日	80人日
確保方策	40人日	48人日	56人日	67人日	80人日
実施個所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

[確保の方策]

- 乳児期の母親の悩みや育児不安、身体の不調等に対して、医療機関や助産院において助産師による専門的なケアの提供を行います。
- 宿泊型や日帰り型だけでなく、自宅でケアをうけることができる訪問型での実施も行います。

(15) 子育てホームヘルプサービス事業（子育て世帯訪問支援事業）

〔事業の概要〕

一時的に手助けが必要な妊婦及び3歳未満の子どもを養育する保護者を対象に、子育てホームヘルパーを派遣し家事援助を行います。

〔量の見込みの算出方法〕

子育てホームヘルプサービス事業の見込みについては、ニーズ調査によらずに推計しました。

〔量の見込み〕

単位：人日

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20

〔確保の方策〕

- 妊婦と子育て世帯の家庭において家事援助を行うことにより安心とゆとりのある環境整備を行います。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、「子育てのための施設等利用給付」の制度が創設されました。本制度では、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うことが求められています。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等については、香川県と連携、情報共有を図り、必要に応じて、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請し、適切な対応を進めていきます。

第8章 計画の実現に向けて取り組む重点目標

計画策定に向けて実施したアンケート結果を基にしたニーズや第7章「量の見込みと確保方策」を実現するために、本計画の策定期間中に重点的に取り組む目標を定めて、施策を推進していきます。

1. 妊娠・出産・子育てへの支援強化

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、気軽に相談できる相手が身近におらず、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となつています。アンケートの自由回答集にも、「子育ての悩みや不安などを相談できる場や時間がほしい」や「近くに両親等頼れる人がいないため、子供が熱を出すと仕事を休まざるをえない」などといった声が寄せられており、妊娠、出産及び子育てに係る不安や負担が増えていることから、結婚から妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことが重要となります。

- 子育て世代包括支援センター事業
- 妊産婦訪問事業
- 母子保健ガイドブック交付
- 利用者支援事業
- 病児保育事業

2. 幼児教育・保育の量的確保と質の向上

本町の人口推移をみると、少子高齢化が進んでいる現状下にあるなか、共働き世帯の増加や女性の社会進出が進んだことなどから、保育のニーズは依然として高い状態です。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況にかかわらず利用することができる施設であり、幼児教育・保育を一体的に提供できることから今後の施設のあり方としては効果的な形態と考えられます。

本町においても、令和4年11月に策定した「三木町就学前施設再編整備方針」に基づき、公立幼稚園・保育所を統合・再編し、新設認定こども園の整備に併せ、ししの幼稚園・保育所の認定こども園への移行を令和9年度を目標に準備を進めます。

- 保育サービスの充実
- 就学前施設再編整備事業

● 第8章 計画の実現に向けて取り組む重点目標 ●

3. 児童虐待等防止対策の推進

児童相談所への児童虐待等相談対応件数は年々増加の一途をたどっており、子どもの生命が奪われるなど、重大な事件も後を絶ちません。児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」及び在宅における包括的な切れ目のない家庭支援が必要です。令和9年度までには「こども家庭センター」を設置し、児童虐待等防止対策を推進するための体制を強化します。

■ 子ども家庭総合支援拠点

資料編

1. 第3期三木町子ども・子育て支援事業計画経過

期日	内容
令和6年3月1日～ 令和6年3月13日	アンケート調査実施
令和6年8月27日	第1回子ども・子育て会議 (協議内容) ・会長等役員を選出について ・第3期事業計画の概要について ・子育て支援に関するアンケート調査報告 ・第3期事業計画の基本理念について
令和6年10月8日	第2回子ども・子育て会議 (協議内容) ・第3期三木町子ども・子育て支援事業計画の骨子について ・大宮保育園の延長保育事業の実施について ・氷上こども園の病児保育事業(体調不良児対応型)の実施について
令和6年11月13日	第3回子ども・子育て会議 (協議内容) ・三木町子ども・子育て支援事業計画(素案)について ・「量の見込み」と「確保方策」について
令和6年11月27日～ 令和6年12月26日	計画書(案)についてパブリック・コメントの実施 三木町ホームページ、こども課窓口で公開
令和7年1月28日	第4回子ども・子育て会議 (協議内容) ・三木町子ども・子育て支援事業計画について ・就学前教育・保育施設整備補助金について
令和7年3月	計画策定
令和8年3月	第2版計画策定

2. 子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

区分	所属等	氏名
子ども・子育て支援に関する学識経験のある者	香川大学教育学部教授	片岡 元子
	愛育会会長	西村 真沙美
	民生児童委員代表	高橋 厚彦
	三木町教育委員代表	山田 正信
	香川県子ども女性相談センター	藤原 誠
子どもの保護者	三木町 PTA 協議会会長	森田 知成
	公立幼稚園 PTA 代表	佐藤 友美
	私立幼稚園 PTA 代表	山崎 信彌
	保育所保護者代表	松谷 真帆
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	学校長代表	児玉 博美
	公立幼稚園代表	大野 桂子
	私立幼稚園長代表	吉原 照代
	保育所代表	山地 里津子
	香川県東讃保健福祉事務所	三好 達也
	社会福祉協議会	米田 典子

3. 三木町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項に基づき、三木町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織し、委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 会議の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、こども課において処理する。

(会議の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

● 資料編 ●

(会議の招集)

2 この条例による最初の子ども・子育て会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和55年三木町条例第8号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成27年3月20日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月13日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月15日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

4. 用語集

【あ行】

■預かり保育

幼稚園において、通常の教育時間の前後にも、延長して子どもを預かる事業をいう。

■育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6ヶ月）に達するまでの間で、申し出により子どもを養育する為の休業を取得することができ、事業主はこのことを理由に解雇その他不利益な取り扱いをすることを禁止されている。また、育児休業のほかに、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前のこどもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳児未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

■M字カーブ

女性の年齢階級別労働力率をグラフ化した際に、グラフの形状がアルファベットの「M」の字に似ていることから名付けられた。中央部の凹みは結婚、出産に伴って一旦労働力率が落ち込んだ後、子育てが一段落した40歳代で再び上昇することで形成される。

【か行】

■確認を受けない幼稚園

「確認」を受けないと申出を行った幼稚園で、現行のまま私学助成及び就園奨励費補助が継続される幼稚園をいう。

■家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者（保育ママ）の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者（保育ママ）による保育を行う事業をいう。

■教育・保育施設

『認定子ども園法』に規定する認定子ども園、『学校教育法』に規定する幼稚園、『児童福祉法』に規定する保育所をいう。

● 資料編 ●

■ 居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、乳児・幼児の居宅において家庭保育者（保育ママ）による保育を行う事業をいう。

■ 子育て

教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる子どもに対する活動をいう。

■ 子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

■ 子ども

『子ども・子育て支援法』（第6条）において、「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

■ こども家庭センター

従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく対応を行う。

■ 子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

■ コーホート変化率法

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法をいう。

【さ行】

■ 事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほかに、地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育を行う事業をいう。

■ 児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げることをいい、虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務付けられている。

■ 児童養護施設

児童福祉法に定められた児童福祉施設の1つで、予期できない災害や事故、親の離婚や病気で保護者がいない、または虐待など不適切な養育を受けている等、様々な事情により、家族による養育が困難な2歳から概ね18歳の子どもたちが生活している施設をいう。

■ 小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業をいう。

■ 食育

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むことをいう。

● 資料編 ●

【た行】

■地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業をいう。

■地域子ども・子育て支援事業

『子ども・子育て支援法』第59条に定められた事業で、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業などの事業をいう。

■特定教育・保育施設

市町村から「施設型給付」（公費）の対象となると確認された施設のことで、施設型給付（公費）を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

【な行】

■認可外保育施設

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの（保育事業の実施には県知事への届出が義務付けられている）をいう。

■認可保育所

保育所のうち、国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、県知事の認可を受けているものをいう。

■認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、「保護者が働いている・いないにかかわらず、すべての子どもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違う子ども同士が共に育つ」、「施設に通っていない子どもも含め、すべての子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの地域における子育て支援を行う」等の機能を持ち、都道府県知事が条例に基づき認可する。認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプがある。

①幼保連携型・・・認可幼稚園と認可保育所が連携して、一体的に運営を行う事により、認定こども園としての機能を果たすタイプ

②幼稚園型・・・認可幼稚園が、保育の必要性の認定を受けた子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

③保育所型・・・認可保育所が、保育の必要性の認定を受けた子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

④地方裁量型・・・幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園としての機能を果たすタイプ

【は行】

■バリアフリー

日常生活や社会生活における物理的、心理的、制度的な障壁や、情報に関わる障壁などを取り除くこと。

■プレコンセプションケア

将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合い、女性やカップルがより健康になること、元気な赤ちゃんをさずかるチャンスを増やすこと、さらに女性や将来の家族がより健康な生活を送れることをめざすことをいう。

■保育所

『児童福祉法』（第39条）に定められた、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設をいう。

● 資料編 ●

【や行】

■ ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを大人に変わって日常的に行っている子どものことをいう。

■ 幼稚園

『学校教育法』（第22条）に定められた、満3歳から小学校就学前の幼児に対し、年齢に相応した適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育を行う施設をいう。

【わ行】

■ ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

5. 家庭累計の分類

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※パートタイム・無業からフルタイムへの転換希望者を加える
タイプC	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※3～5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0～2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人で、就労時間が月64時間以上を加える
タイプC'	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3～5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0～2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人
タイプD	専業主婦（夫）	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労（月64時間以上）したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える
タイプE	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親および母親のいずれもパートタイム等で就労している人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプE'	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望）	父親、母親ともパートタイム等で就労している人 ※3～5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0～2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える

● 資料編 ●

【 家庭類型の分類図 】

母親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
父親						
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD	
	120時間未満 64時間以上					
	64時間未満	タイプC'		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD			タイプF

6. コーホート要因法による人口推計表

(人)						(人)					
年齢区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	年齢区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	127	123	123	121	119	48歳	439	328	340	363	309
1歳	141	137	133	133	131	49歳	423	443	331	344	367
2歳	158	144	140	136	136	50歳	402	419	439	327	341
3歳	162	163	148	144	140	51歳	403	398	414	434	324
4歳	188	169	170	155	150	52歳	454	401	396	412	432
5歳	214	187	168	169	154	53歳	389	454	401	396	412
6歳	208	221	193	173	174	54歳	352	386	450	398	393
7歳	222	209	222	194	174	55歳	336	349	382	445	394
8歳	225	223	210	223	195	56歳	367	338	351	384	448
9歳	246	220	218	205	218	57歳	312	371	342	355	388
10歳	235	246	220	218	205	58歳	336	312	371	342	355
11歳	226	236	247	221	219	59歳	227	338	314	374	344
12歳	252	224	234	245	219	60歳	353	225	335	311	371
13歳	268	253	225	235	246	61歳	321	354	225	336	312
14歳	273	264	249	221	231	62歳	329	315	347	221	329
15歳	253	273	264	248	220	63歳	303	325	311	343	218
16歳	238	251	271	262	246	64歳	325	304	325	311	343
17歳	256	237	250	270	261	65歳	340	324	303	324	310
18歳	259	259	240	253	273	66歳	354	337	322	301	322
19歳	242	254	255	236	249	67歳	389	349	332	318	297
20歳	273	243	255	256	237	68歳	357	390	350	333	319
21歳	256	260	232	243	243	69歳	403	357	390	350	333
22歳	226	241	245	218	229	70歳	359	398	353	385	346
23歳	233	216	229	233	207	71歳	362	355	393	349	380
24歳	232	215	199	211	215	72歳	432	359	352	390	346
25歳	218	218	202	187	199	73歳	436	424	353	345	383
26歳	218	213	212	196	182	74歳	422	426	414	345	337
27歳	188	213	209	208	192	75歳	451	419	423	411	343
28歳	187	200	226	222	221	76歳	525	445	413	417	405
29歳	206	193	206	233	229	77歳	508	518	439	407	412
30歳	198	205	192	205	232	78歳	446	498	507	430	398
31歳	219	198	205	192	205	79歳	221	430	480	488	414
32歳	224	236	214	221	207	80歳	257	215	419	467	475
33歳	211	217	229	207	215	81歳	272	246	206	402	448
34歳	227	207	213	225	203	82歳	248	260	237	197	386
35歳	227	227	207	213	225	83歳	289	239	250	228	190
36歳	247	224	223	204	210	84歳	234	277	229	240	219
37歳	267	247	225	223	204	85歳	203	226	266	221	231
38歳	260	266	247	225	222	86歳	173	188	209	245	204
39歳	324	266	272	252	229	87歳	194	164	178	198	233
40歳	350	327	269	275	255	88歳	157	180	152	165	184
41歳	298	354	331	272	278	89歳	151	141	163	137	149
42歳	362	305	363	339	279	90歳以上	730	727	714	720	703
43歳	324	361	305	362	338	(再掲) 0歳～14歳	3,145	3019	2900	2793	2711
44歳	313	329	367	310	368	(再掲) 15歳～64歳	14,625	14515	14417	14284	14136
45歳	362	310	325	363	306	(再掲) 65歳以上	8,913	8892	8847	8813	8767
46歳	334	357	305	320	358	合計	26,683	26426	26164	25890	25614
47歳	322	333	356	304	319						

7. 第3期三木町子ども・子育て支援事業計画（案） パブリック・コメント実施結果

(1) パブリック・コメントの募集期間

令和6年11月27日（水）から令和6年12月26日（木）

(2) 意見提出方法

郵便・FAX・電子メール・直接持参

(3) 公表物の掲示場所

三木町ホームページ（閲覧件数：254件）
こども課窓口（閲覧件数：0件）

(4) 意見提出者状況

提出者数 0名
意見件数 0件